



鳥取県公報

令和6年12月24日（火）
号外第99号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	指導教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例 （45）（教育委員会事務局教育人材開発課）・・・・・・・・・・ 5
	鳥取県税条例の一部を改正する条例（46）（税務課）・・・・・・・・ 9
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（47）（人事企画課）・・・・・・ 10

公布された条例のあらまし

◇指導教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

1 条例の制定理由

教育指導に係る優れた指導技術等を広げ、学校教育の充実及び指導体制の強化を図るために、公立学校に指導教諭の職を設置すること等に伴い、関係する条例について一括して所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 指導教諭の職を新たに設置することに伴い、次の条例について所要の規定の整備を行う。

ア 職員の給与に関する条例

イ 職員の特殊勤務手当に関する条例

ウ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

エ 職員の定年等に関する条例

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、令和7年4月1日とする。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

寄附金税額控除の対象として指定している法人の指定の期間を更新する。

2 条例の概要

(1) 個人県民税の寄附金税額控除の対象としている特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会に対して支出された寄附金の当該寄附金税額控除の指定の期間を令和7年1月1日から令和11年12月31日まで（現行 令和2年1月1日から令和6年12月31日まで）に更新する。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、令和7年1月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

人事委員会の職員の給与に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料表の改定等を行うとともに、一般職の職員に準じ、特別職の職員の給与の額の改定等を行う。

2 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表を次のとおり改める。

(ア) 民間給与との比較に基づき、全職員の給与水準を引き上げる。

(イ) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のため、給料表を切り替える。

イ 初任給調整手当について、次のとおり支給月額の上限を引き上げる。

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師 416,600円（現行 415,600円）

(イ) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員 51,600円（現行 51,100円）

ウ 令和6年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり引き上げる。

(ア) 特定幹部職員以外の職員

a 期末手当の支給割合 1.275月分（現行 1.225月分）

b 勤勉手当の支給割合 0.975月分（現行 0.875月分）

(イ) 特定幹部職員

a 期末手当の支給割合 1.075月分（現行 1.025月分）

b 勤勉手当の支給割合 1.175月分（現行 1.075月分）

- (ウ) 第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員
 - a 期末手当の支給割合 1.13月分(現行 1.08月分)
 - b 勤勉手当の支給割合 0.87月分(現行 0.77月分)
 - エ 令和7年6月以降に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合を次のとおり改める。
 - (ア) 特定幹部職員以外の職員
 - a 期末手当の支給割合 1.25月分(ウ(ア)による改正後 6月に支給されるものにあつては1.225月分、12月に支給されるものにあつては1.275月分)
 - b 勤勉手当の支給割合 0.925月分(ウ(ア)による改正後 6月に支給されるものにあつては0.875月分、12月に支給されるものにあつては0.975月分)
 - (イ) 特定幹部職員
 - a 期末手当の支給割合 1.05月分(ウ(イ)による改正後 6月に支給されるものにあつては1.025月分、12月に支給されるものにあつては1.075月分)
 - b 勤勉手当の支給割合 1.125月分(ウ(イ)による改正後 6月に支給されるものにあつては1.075月分、12月に支給されるものにあつては1.175月分)
 - (ウ) 第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員
 - a 期末手当の支給割合 1.105月分(ウ(ウ)による改正後 6月に支給されるものにあつては1.08月分、12月に支給されるものにあつては1.13月分)
 - b 勤勉手当の支給割合 0.82月分(ウ(ウ)による改正後 6月に支給されるものにあつては0.77月分、12月に支給されるものにあつては0.87月分)
 - オ 扶養手当について、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の額を1人につき13,000円(現行10,000円)に引き上げる。
 - カ 地域手当について、級地の区分及び支給割合を改め、次のとおりとする。
 - (ア) 1級地 100分の20
 - (イ) 2級地 100分の16
 - (ウ) 3級地 100分の12
 - (エ) 4級地 100分の8
 - (オ) 5級地 100分の4
 - キ 通勤手当について、次のとおり改める。
 - (ア) 1月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、自動車等に係る通勤手当の額及び特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等に係る通勤手当の額を合計した額の限度額を150,000円とする。
 - (イ) 特別急行列車、高速自動車国道の利用に係る要件を見直し、これらに係る通勤手当の額を、特別料金等の額(現行 特別料金等の額の3分の2)に相当する額とする。
 - (ウ) 高速自動車国道等に係る通勤手当の支給の対象となる職員に、新たに給料表の適用を受ける職員となったものを加える。
 - (エ) 自動車等に係る通勤手当の額を引き上げる。
 - (オ) その他所要の改正を行う。
 - ク 単身赴任手当について、支給対象となる職員に、新たに給料表の適用を受ける職員となったものを加える。
 - ケ 管理職特別勤務手当について、週休日等以外の日の勤務にける支給の対象となる時間を午後10時から翌日の午前5時までの間(現行 午前0時から午前5時までの間)に改める。
 - コ 定年前再任用短時間勤務職員に対して、住居手当及び特勤勤務手当に準ずる手当を支給する。
- (2) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
- (1) ク及びコに準じた改正を行う。
- (3) 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正
- 参考人の手当の額を1日につき10,600円(現行 10,300円)とする。

- (4) 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
- (1)オ、ク、ケ及びコに準じた改正を行う。
- (5) 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
- ア (1)ア(ア)に準じて給料表を改め、給与水準を引き上げる。
- イ 任期付研究員及び任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり引き上げる。
- (ア) 令和6年12月に支給される期末手当の支給割合 1.75月分(現行 1.60月分)
- (イ) 令和7年6月以降に支給される期末手当の支給割合 1.675月分((ア)による改正後 1.75月分)
- (6) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正
- ア 知事等の特別職の給料の額を引き上げる。
- イ 選挙管理委員会の委員長等の特別職の報酬の額を引き上げる。
- ウ 知事等の期末手当の支給割合を次のとおり引き上げる。
- (ア) 令和6年12月に支給される期末手当の支給割合 1.62月分(現行 1.47月分)
- (イ) 令和7年6月以降に支給される期末手当の支給割合 1.545月分((ア)による改正後 6月に支給されるものにあつては1.47月分、12月に支給されるものにあつては1.62月分)
- (7) 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正
- (1)コに準じた改正を行う。
- (8) 施行期日等
- ア 施行期日は、令和7年4月1日とする(1)ア(イ)及びエからコまで、(2)から(4)まで、(5)イ(イ)、(6)イ及びウ(イ)、(7)並びにイの一部に関する事項を除き、公布日とする。ただし、(1)ア(ア)、イ及びウ、(5)ア及びイ(ア)並びに(6)ア及びウ(ア)に関する事項は、令和6年4月1日から適用する。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

指導教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第45号

指導教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第11条の6 定時制通信教育手当は、定時制の課程(夜間において授業を行うものに限る。以下同じ。)又は通信制の課程を置く高等学校の副校長(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長に限る。)、教頭(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭に限る。)、教員(本務として定時制教育又は通信教育に従事する主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常勤の者及び短時間勤務職員に限る。))をいう。)及び人事委員会規則で定める実習助手に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。</p> <p>5 略</p> <p>別表第3 教育職給料表(第3条関係)</p> <p>ア 教育職給料表(1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考</p> <p>1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規</p>	<p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第11条の6 定時制通信教育手当は、定時制の課程(夜間において授業を行うものに限る。以下同じ。)又は通信制の課程を置く高等学校の副校長(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長に限る。)、教頭(定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭に限る。)、教員(本務として定時制教育又は通信教育に従事する主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常勤の者及び短時間勤務職員に限る。))をいう。)及び人事委員会規則で定める実習助手に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第16条の8 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項において「教育職員」とは、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものをいう。</p> <p>5 略</p> <p>別表第3 教育職給料表(第3条関係)</p> <p>ア 教育職給料表(1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>備考</p> <p>1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるも</p>

<p style="text-align: center;">則で定めるものに適用する。</p> <p style="text-align: center;">2・3 略</p> <p>イ 教育職給料表(2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p> <p style="text-align: center;">2・3 略</p> <p>別表第9 教育職給料表等級別基準職務表（第3条関係）</p> <p>ア 教育職給料表(1)等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特2級</td> <td>高等学校等の主幹教諭又は指導教諭の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 教育職給料表(2)等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特2級</td> <td>小学校、中学校又は義務教育学校の主幹教諭又は指導教諭の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	略	職務の級	標準的な職務	略		特2級	高等学校等の主幹教諭又は指導教諭の職務	略		職務の級	標準的な職務	略		特2級	小学校、中学校又は義務教育学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	略		<p style="text-align: center;">のに適用する。</p> <p style="text-align: center;">2・3 略</p> <p>イ 教育職給料表(2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p> <p style="text-align: center;">2・3 略</p> <p>別表第9 教育職給料表等級別基準職務表（第3条関係）</p> <p>ア 教育職給料表(1)等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特2級</td> <td>高等学校等の主幹教諭の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 教育職給料表(2)等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th>標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特2級</td> <td>中学校又は義務教育学校の主幹教諭の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	略	職務の級	標準的な職務	略		特2級	高等学校等の主幹教諭の職務	略		職務の級	標準的な職務	略		特2級	中学校又は義務教育学校の主幹教諭の職務	略	
略																																			
職務の級	標準的な職務																																		
略																																			
特2級	高等学校等の主幹教諭又は指導教諭の職務																																		
略																																			
職務の級	標準的な職務																																		
略																																			
特2級	小学校、中学校又は義務教育学校の主幹教諭又は指導教諭の職務																																		
略																																			
略																																			
職務の級	標準的な職務																																		
略																																			
特2級	高等学校等の主幹教諭の職務																																		
略																																			
職務の級	標準的な職務																																		
略																																			
特2級	中学校又は義務教育学校の主幹教諭の職務																																		
略																																			

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(多学年学級担当手当)</p> <p>第12条 多学年学級担当手当は、公立の小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する<u>指導教諭、教諭、助教諭及び講師のうち</u>次の各号に掲げる者を除く者（以下この条において「教諭等」という。）が、当該学級における授業又は指導業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(多学年学級担当手当)</p> <p>第12条 多学年学級担当手当は、公立の小学校、中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する教諭、助教諭及び講師のうち次の各号に掲げる者を除く者（以下この条において「教諭等」という。）が、当該学級における授業又は指導業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>

(教員特殊業務手当)

第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

(1)～(6) 略

2・3 略

(教育業務連絡指導手当)

第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に所属する指導教諭、教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する指導教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

略

2 略

(夜間学級担当手当)

第26条 夜間学級担当手当は、鳥取県立まなびの森学園に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（給与条例別表第3のイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が、正規の勤務時間による勤務の一部が夜間（午後8時後午後10時前の間をいう。）において行われる生徒の教育指導に関する業務に従事したときに支給する。

2 略

(教員特殊業務手当)

第23条 教員特殊業務手当は、公立学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員（給与条例別表第3のア教育職給料表(1)又はイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

(1)～(6) 略

2・3 略

(教育業務連絡指導手当)

第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する主幹教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

略

2 略

(夜間学級担当手当)

第26条 夜間学級担当手当は、鳥取県立まなびの森学園に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭又は講師（給与条例別表第3のイ教育職給料表(2)の適用を受ける職員に限る。）が、正規の勤務時間による勤務の一部が夜間（午後8時後午後10時前の間をいう。）において行われる生徒の教育指導に関する業務に従事したときに支給する。

2 略

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第3条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 2 この条例において、「教育職員」とは、校長、	(定義) 第2条 略 2 この条例において、「教育職員」とは、校長、

<p>副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>	<p>副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>
--	--

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第4条 職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（第3条ただし書に規定する職員が占める職を除く。）とする。</p> <p>（1） 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第7条の2第1項に規定する職（<u>舎監長である教諭並びに部主事</u>である主幹教諭、<u>指導教諭</u>及び教諭を除く。）</p> <p>（2）・（3） 略</p>	<p>（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）</p> <p>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（第3条ただし書に規定する職員が占める職を除く。）とする。</p> <p>（1） 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第7条の2第1項に規定する職（<u>舎監長である教諭、部主事</u>である主幹教諭及び<u>部主事である教諭</u>を除く。）</p> <p>（2）・（3） 略</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第46号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
（寄附金税額控除） 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。			（寄附金税額控除） 第24条の4 略 2・3 略 4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。		
名称	主たる事務所の所在地	期間	名称	主たる事務所の所在地	期間
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	<u>令和7年1月1日</u> から <u>令和11年12月31日</u> まで	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601	<u>令和2年1月1日</u> から <u>令和6年12月31日</u> まで
略			略		
5 略			5 略		

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県税条例第24条の4第4項に規定する特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会に対して支出した寄附金については、同項の規定は、なおその効力を有する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第47号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万6,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万1,600円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」とい</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から20年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>41万5,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額<u>5万1,100円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の102.5を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の</p>

う。) にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額) に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3～5 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の97.5(特定幹部職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の117.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の17 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額)に」とあるのは「期末手当基礎額に、6月に

期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3～5 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の87.5(特定幹部職員にあつては、100分の107.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の17 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の102.5を乗じて得た額)に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の108を乗じて得た額)に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養

支給する場合においては100分の108、12月に支給する場合においては100分の113を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の18 略

2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の97.5（特定幹部職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の117.5）を乗じて得た額」とあるのは「第1号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の77、12月に支給する場合においては100分の87を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の20 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の

手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

(第1号会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の18 略

2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の87.5（特定幹部職員にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額」とあるのは「第1号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の77を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の20 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額（行政職給料表

122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の108、12月に支給する場合においては100分の113を乗じて得た額」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）

第16条の21 略

2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の97.5（特定幹部職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の117.5）を乗じて得た額」とあるのは「第2号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の77、12月に支給する場合においては100分の87を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第2号会計年度任用

の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の102.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の108を乗じて得た額」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の勤勉手当）

第16条の21 略

2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の87.5（特定幹部職員にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額」とあるのは「第2号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の77を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	183,800	230,300	261,700	287,700	310,300	335,500	374,000	416,200	466,200
短時間	2	184,900	231,800	262,700	289,300	312,000	337,400	376,600	418,600	469,300
勤務職	3	186,100	233,300	263,700	290,800	313,700	339,200	378,900	421,100	472,300
員以外	4	187,200	234,900	264,700	292,300	315,200	341,000	381,100	423,500	475,300
の職員	5	188,300	236,400	265,700	293,800	316,600	342,700	383,000	425,400	478,300
	6	190,000	237,900	266,700	295,300	317,900	344,400	385,300	427,500	481,300
	7	191,600	239,400	267,700	296,700	319,200	346,000	387,400	429,600	484,300
	8	193,200	240,900	268,700	298,000	320,500	347,700	389,400	431,800	487,400
	9	194,800	242,400	269,700	299,200	321,800	349,300	391,400	433,700	490,100
	10	196,500	243,800	270,700	300,800	323,600	351,000	393,700	435,900	493,200
	11	198,100	245,200	271,700	302,300	325,400	352,600	395,900	438,000	496,200
	12	199,700	246,600	272,700	303,700	327,100	354,200	398,100	439,900	499,300
	13	201,300	247,800	273,700	305,100	328,800	355,700	400,300	441,600	502,100
	14	203,000	249,000	274,700	306,200	330,500	357,400	402,600	443,400	504,400
	15	204,700	250,200	275,700	307,200	332,200	359,000	404,800	445,300	506,700
	16	206,400	251,400	276,800	308,400	333,900	360,600	407,100	447,200	509,000
	17	207,700	252,500	277,800	309,600	335,500	362,200	408,900	449,000	511,000
	18	209,300	253,600	279,100	311,200	337,200	364,000	410,800	450,800	512,400
	19	210,900	254,700	280,400	312,800	338,900	365,500	412,700	452,600	513,900
	20	212,400	255,800	281,600	314,400	340,500	367,100	414,500	454,300	515,300
	21	213,900	256,800	282,900	315,900	342,000	368,600	416,300	456,100	516,500
	22	215,500	257,800	284,200	317,500	343,600	370,200	418,100	457,600	517,900
	23	217,100	258,800	285,400	319,100	345,200	371,800	419,900	459,000	519,400
	24	218,700	259,800	286,600	320,700	346,700	373,300	421,700	460,500	520,900
	25	220,300	260,800	287,700	322,200	348,100	375,200	423,300	461,900	522,000
	26	222,000	261,700	288,900	323,900	349,800	377,100	424,800	463,200	523,100
	27	223,300	262,600	290,200	325,500	351,400	379,000	426,300	464,500	524,300
	28	224,600	263,500	291,500	327,100	353,000	380,800	427,800	465,700	525,500
	29	225,900	264,300	292,800	328,500	354,200	382,300	429,300	466,700	526,500
	30	227,000	265,100	293,800	330,200	355,700	384,100	430,600	467,400	527,400
	31	228,100	265,900	294,800	331,900	357,200	385,800	431,900	468,100	528,300
	32	229,200	266,700	295,900	333,500	358,700	387,400	433,100	468,800	529,200
	33	230,300	267,400	297,000	334,700	360,400	389,100	434,400	469,500	530,000

34	231,400	268,200	298,200	336,600	362,200	390,500	435,700	470,200
35	232,500	269,000	299,300	338,300	363,900	391,900	437,000	470,800
36	233,600	269,700	300,600	339,900	365,600	393,300	438,200	471,400
37	234,800	270,400	301,800	341,400	367,000	394,700	439,400	471,900
38	235,800	271,200	303,100	343,000	368,400	395,900	440,200	472,500
39	236,800	272,000	304,400	344,600	369,600	397,100	441,000	473,100
40	237,700	272,700	305,700	346,200	371,000	398,100	441,800	473,700
41	238,600	273,400	307,000	347,900	372,100	399,200	442,400	474,200
42	239,500	274,200	308,300	349,700	373,000	400,400	443,000	
43	240,300	275,000	309,600	351,500	374,000	401,500	443,600	
44	241,100	275,700	310,900	353,300	375,100	402,600	444,200	
45	241,800	276,400	312,200	354,800	375,900	403,300	444,900	
46	242,400	277,100	313,500	356,200	376,800	404,000	445,700	
47	243,000	277,800	314,800	357,600	377,700	404,700	446,100	
48	243,600	278,500	315,900	359,000	378,500	405,400	446,800	
49	244,200	279,200	316,800	360,500	379,300	406,000	447,300	
50	244,800	279,900	318,100	361,300	380,100	406,600	447,700	
51	245,400	280,600	319,400	362,300	380,900	407,100	448,100	
52	245,900	281,300	320,700	363,300	381,600	407,500	448,500	
53	246,400	281,900	321,900	364,200	382,300	407,900	448,900	
54	246,800	282,600	323,200	365,300	383,000	408,100		
55	247,100	283,200	324,400	366,200	383,700	408,400		
56	247,400	283,900	325,600	367,300	384,400	408,700		
57	247,700	284,500	326,900	368,200	384,900	409,000		
58	248,000	285,200	328,000	368,900	385,500	409,300		
59	248,300	285,800	329,100	369,600	386,100	409,600		
60	248,600	286,500	330,200	370,200	386,800	409,900		
61	248,900	287,100	330,900	370,600	387,200	410,100		
62	249,200	287,800	331,800	371,200	387,800	410,400		
63	249,500	288,400	332,500	371,900	388,400	410,700		
64	249,800	288,900	333,300	372,600	388,900	411,000		
65	250,100	289,400	334,100	372,900	389,300	411,200		
66	250,400	290,000	334,500	373,600	389,900	411,500		
67	250,700	290,500	335,100	374,300	390,500	411,800		
68	251,000	291,100	335,800	374,900	391,000	412,100		
69	251,300	291,600	336,600	375,200	391,400	412,300		
70	251,600	292,100	337,300	375,700	391,900	412,600		
71	251,900	292,700	338,000	376,300	392,400	412,900		
72	252,200	293,300	338,600	376,900	393,000	413,100		
73	252,500	293,800	339,100	377,200	393,300	413,300		
74	252,800	294,300	339,700	377,800	393,700	413,600		
75	253,100	294,700	340,200	378,500	394,100	413,900		
76	253,400	295,000	340,800	379,100	394,500	414,100		
77	253,700	295,200	341,100	379,500	394,800	414,300		
78	254,000	295,500	341,600	380,000	395,100	414,600		

79	254,300	295,700	342,000	380,600	395,400	414,900
80	254,600	296,000	342,400	381,100	395,600	415,100
81	254,900	296,200	342,800	381,600	395,800	415,300
82	255,200	296,400	343,300	382,200	396,100	
83	255,500	296,700	343,800	382,700	396,400	
84	255,800	296,900	344,300	383,000	396,600	
85	256,100	297,200	344,600	383,400	396,800	
86	256,400	297,500	345,000	383,900	397,100	
87	256,700	297,800	345,400	384,300	397,400	
88	257,000	298,100	345,800	384,700	397,600	
89	257,300	298,400	346,100	385,100	397,800	
90	257,600	298,700	346,500	385,600	398,100	
91	257,900	299,000	346,900	386,000	398,400	
92	258,200	299,400	347,300	386,400	398,600	
93	258,500	299,600	347,500	386,700	398,800	
94		299,800	347,900			
95		300,100	348,300			
96		300,600	348,700			
97		300,800	348,900			
98		301,100	349,300			
99		301,500	349,700			
100		301,900	350,000			
101		302,100	350,300			
102		302,400	350,700			
103		302,700	351,100			
104		303,000	351,500			
105		303,200	352,000			
106		303,500	352,400			
107		303,800	352,800			
108		304,100	353,200			
109		304,300	353,700			
110		304,700	354,100			
111		305,100	354,400			
112		305,400	354,700			
113		305,600	355,200			
114		305,800	355,600			
115		306,100	355,900			
116		306,500	356,200			
117		306,700	356,700			
118		306,900				
119		307,200				
120		307,500				
121		307,900				
122		308,100				
123		308,400				

	124		308,700							
	125		309,000							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		181,000	216,300	249,700	270,700	279,200	290,700	314,200	331,900	371,000

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		211,900	232,900	255,900	290,800	320,500	342,900	365,300	394,100	431,100
2		214,300	235,200	257,900	292,100	322,200	344,600	367,000	395,900	432,900
3		216,700	237,400	260,100	293,400	323,900	346,200	368,800	397,600	434,900
4		219,100	239,600	262,300	294,600	325,600	347,800	370,500	399,300	436,800
5		221,500	241,800	264,400	295,800	327,100	349,400	372,200	400,900	438,200
6		223,900	243,800	265,700	296,800	328,500	350,500	373,800	402,400	439,800
7		226,300	245,800	267,000	297,800	329,800	351,600	375,400	403,900	441,400
8		228,500	247,600	268,300	298,700	331,100	352,700	377,000	405,400	442,800
9		230,700	249,400	269,600	299,300	332,400	353,800	378,500	406,800	444,200
10		232,800	251,100	270,900	300,000	333,900	355,500	380,100	408,400	445,900
11		235,000	252,800	272,200	300,800	335,400	357,200	381,700	410,000	447,500
12		237,000	254,200	273,500	301,500	336,900	358,800	383,200	411,500	448,900
13		239,000	255,600	274,800	302,200	338,400	360,400	384,700	413,000	449,800
14		241,000	257,400	276,000	302,900	339,800	362,100	386,400	415,100	451,400
15		243,000	258,800	277,100	303,600	341,100	363,700	388,100	417,100	453,200
16		244,600	260,300	278,600	304,200	342,400	365,300	389,800	419,200	455,000
17		246,200	261,800	279,900	304,900	343,700	366,900	391,300	420,900	456,500
18		247,700	263,000	281,200	305,700	345,300	368,600	392,900	422,500	458,300
19		249,200	264,200	282,500	306,400	346,900	370,200	394,500	424,100	460,100
20		250,700	265,300	283,700	307,200	348,500	371,800	396,100	425,600	461,800
21		252,200	266,600	284,900	307,900	350,000	373,400	397,700	427,100	463,400
22		253,800	267,800	285,500	308,700	351,600	375,000	399,300	428,700	465,100
23		255,300	269,100	286,100	309,700	353,200	376,600	400,900	430,100	466,700
24		256,800	270,400	286,700	310,600	354,700	378,200	402,500	431,500	468,500
25		258,300	271,800	287,200	311,500	356,200	379,800	404,000	432,600	470,000
26		259,500	273,200	287,800	312,800	357,800	381,400	406,000	434,100	471,400
27		260,700	274,500	288,400	314,100	359,400	383,000	408,000	435,600	472,900
28		261,900	275,800	288,900	315,400	360,900	384,600	410,000	437,100	474,200
29		263,100	276,800	289,400	316,700	362,400	386,200	411,500	438,400	475,400

30	264,400	278,100	290,000	318,200	364,000	387,800	413,200	440,100	476,100
31	265,700	279,400	290,500	319,500	365,600	389,500	414,800	441,700	476,800
32	267,000	280,600	291,000	320,600	367,300	391,200	416,500	443,300	477,400
33	268,300	281,800	291,500	321,600	368,700	392,900	418,100	444,700	477,900
34	269,800	282,400	292,100	322,800	370,400	394,900	419,600	446,400	478,600
35	271,100	283,000	292,600	324,000	372,100	396,800	421,100	448,100	479,200
36	272,500	283,600	293,100	325,100	373,700	398,700	422,500	449,700	479,800
37	273,500	284,100	293,600	326,200	375,300	400,400	423,700	451,100	480,100
38	274,800	284,700	294,200	327,400	376,900	401,800	425,200	451,800	
39	276,100	285,300	294,800	328,600	378,500	403,000	426,700	452,500	
40	277,300	285,900	295,400	329,700	380,200	404,300	428,100	453,200	
41	278,500	286,400	296,100	330,800	381,900	405,300	429,600	453,600	
42	279,100	287,000	296,800	332,000	383,900	406,400	430,900	454,100	
43	279,700	287,600	297,500	333,200	385,900	407,400	432,100	454,700	
44	280,300	288,100	298,200	334,400	387,900	408,400	433,300	455,300	
45	280,700	288,600	298,800	335,600	389,600	409,500	434,400	455,900	
46	281,300	289,100	299,700	336,800	391,300	410,700	435,100	456,600	
47	281,800	289,600	300,600	338,000	392,800	411,800	435,900	457,100	
48	282,300	290,100	301,400	339,200	394,300	412,900	436,600	457,600	
49	282,800	290,700	302,200	340,400	395,500	414,100	437,100	458,100	
50	283,400	291,200	303,300	341,700	396,500	414,900	437,500	458,400	
51	283,900	291,800	304,400	342,900	397,500	415,700	437,900	458,700	
52	284,400	292,400	305,400	344,100	398,500	416,300	438,200	459,100	
53	284,900	293,000	306,400	345,300	399,600	416,800	438,500	459,500	
54	285,500	293,700	307,500	346,700	400,700	417,500	438,800	459,700	
55	286,000	294,400	308,500	348,000	401,800	418,200	439,100	460,000	
56	286,500	295,100	309,600	349,300	402,900	418,800	439,400	460,200	
57	287,000	295,700	310,600	350,200	404,200	419,500	439,600	460,600	
58	287,500	296,600	311,700	351,500	405,000	419,900	439,900		
59	288,000	297,400	312,800	352,700	405,800	420,500	440,200		
60	288,500	298,200	313,900	353,900	406,400	421,100	440,500		
61	289,000	299,000	314,900	355,100	406,900	421,500	440,800		
62	289,500	299,900	316,000	356,500	407,600	421,900	441,100		
63	290,000	300,900	317,100	357,900	408,300	422,400	441,400		
64	290,500	301,800	318,200	359,300	409,000	422,900	441,700		
65	291,000	302,600	319,200	360,600	409,300	423,400	441,900		
66	291,500	303,500	320,300	362,100	410,000	424,000	442,200		
67	292,000	304,300	321,400	363,600	410,700	424,400	442,500		
68	292,500	305,100	322,500	365,000	411,200	424,800	442,800		
69	293,000	306,000	323,500	366,200	411,600	425,200	443,000		
70	293,500	306,900	324,700	367,700	412,000	425,500	443,300		
71	294,000	307,800	325,900	369,000	412,500	425,800	443,600		
72	294,500	308,700	327,100	370,400	413,000	426,100	443,800		
73	295,000	309,500	327,800	371,500	413,500	426,400	444,000		
74	295,600	310,400	329,100	372,700	413,900	426,700	444,300		

75	296,200	311,300	330,400	373,900	414,400	427,000	444,600
76	296,700	312,100	331,700	375,100	414,900	427,200	444,900
77	297,200	312,800	333,000	376,400	415,400	427,400	445,100
78	297,800	313,700	334,400	377,600	415,900	427,700	445,400
79	298,400	314,600	335,800	378,800	416,500	428,000	445,700
80	299,000	315,600	337,200	379,900	417,000	428,200	446,000
81	299,600	316,500	338,500	381,000	417,400	428,400	446,200
82	300,300	317,600	340,100	382,200	418,000	428,700	
83	301,100	318,600	341,600	383,300	418,500	429,000	
84	301,700	319,600	343,100	384,500	418,700	429,200	
85	302,300	320,500	344,500	385,600	419,000	429,400	
86	303,000	321,500	346,000	386,200		429,700	
87	303,700	322,500	347,500	386,700		430,000	
88	304,400	323,500	348,900	387,200		430,200	
89	305,100	324,500	350,200	387,800		430,400	
90	305,900	325,800	351,400	388,400		430,700	
91	306,700	327,000	352,600	389,000		431,000	
92	307,400	328,200	353,900	389,600		431,200	
93	307,900	329,400	355,200	389,900		431,400	
94	308,800	330,700	356,700	390,400			
95	309,700	331,900	358,200	390,900			
96	310,500	333,100	359,600	391,400			
97	311,300	334,300	360,900	391,800			
98	312,300	335,600	362,100	392,200			
99	313,200	336,800	363,200	392,700			
100	314,100	338,000	364,400	393,200			
101	315,000	339,400	365,500	393,600			
102	316,000	340,300	366,600	394,100			
103	317,000	341,300	367,800	394,600			
104	317,900	342,400	368,900	395,100			
105	318,700	343,500	370,100	395,400			
106	319,300	344,600	370,600	395,800			
107	319,900	345,600	371,200	396,300			
108	320,500	346,600	371,800	396,600			
109	321,000	347,800	372,400	396,900			
110	321,500	348,800	372,900	397,400			
111	321,900	349,800	373,300	397,900			
112	322,400	350,700	373,800	398,400			
113	323,200	351,600	374,200	398,700			
114	323,900	352,500	374,600	399,200			
115	324,600	353,500	375,100	399,700			
116	325,200	354,500	375,600	400,200			
117	325,800	355,500	376,000	400,500			
118	326,500	355,900	376,500	401,000			
119	327,200	356,500	377,100	401,500			

	120	328,000	357,100	377,600	402,000					
	121	328,600	357,400	377,800	402,400					
	122	328,900	357,800	378,300	402,900					
	123	329,400	358,200	378,800	403,300					
	124	329,900	358,600	379,200	403,800					
	125	330,200	359,000	379,700	404,200					
	126		359,400	380,200						
	127		359,800	380,700						
	128		360,200	381,200						
	129		360,600	381,500						
	130		361,000	382,000						
	131		361,400	382,500						
	132		361,800	383,000						
	133		362,000	383,300						
	134		362,500	383,800						
	135		362,900	384,200						
	136		363,200	384,600						
	137		363,500	384,900						
	138		363,900	385,400						
	139		364,400	385,900						
	140		364,900	386,400						
	141		365,200	386,700						
	142		365,700	387,200						
	143		366,200	387,700						
	144		366,700	388,200						
	145		367,000	388,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		231,100	256,900	272,000	282,900	293,300	302,000	312,300	322,400	336,100

備考

- 1 この表は、警察官に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	200,200	246,700	298,600	355,100	424,500
短時間	2	202,500	248,200	300,500	356,500	426,300
勤務職	3	204,800	249,600	302,300	357,900	428,100
員以外	4	207,000	251,000	304,100	359,300	429,700
の職員	5	209,200	252,400	305,900	360,700	431,200

6	211,500	253,600	307,700	362,000	432,700
7	213,700	254,800	309,500	363,300	434,600
8	215,900	256,000	311,200	364,600	436,400
9	218,100	257,400	312,900	365,800	438,100
10	220,300	258,600	314,700	367,400	439,900
11	222,500	259,900	316,500	368,900	441,800
12	224,700	261,200	318,300	370,300	443,600
13	226,900	262,500	320,200	371,600	445,300
14	229,000	264,400	322,000	373,100	447,200
15	231,100	266,200	323,800	374,600	449,000
16	233,200	268,000	325,500	376,000	450,900
17	235,400	269,700	327,100	377,400	452,600
18	237,200	271,900	329,000	378,900	454,400
19	238,900	274,100	330,900	380,300	456,200
20	240,600	276,300	332,800	381,700	458,000
21	242,300	278,500	334,600	383,100	459,600
22	243,600	280,700	336,600	384,600	461,300
23	244,900	282,900	338,400	386,100	463,200
24	246,200	285,000	340,200	387,500	464,900
25	247,400	287,000	341,900	388,800	466,600
26	248,600	288,900	343,600	390,300	468,200
27	249,800	290,800	345,200	391,800	469,700
28	251,000	292,600	346,800	393,300	471,200
29	252,100	294,400	348,400	394,700	472,700
30	253,300	296,300	349,700	396,200	474,000
31	254,500	298,100	350,900	397,700	475,300
32	255,700	299,800	352,100	399,200	476,600
33	256,800	301,600	353,400	400,600	477,800
34	258,100	303,400	355,000	402,200	478,500
35	259,400	305,100	356,600	403,800	479,200
36	260,700	306,700	358,100	405,300	479,900
37	262,100	308,300	359,600	406,500	480,500
38	263,500	310,000	361,200	407,900	481,200
39	264,800	311,800	362,800	409,300	481,900
40	266,100	313,500	364,300	410,600	482,600
41	267,400	314,800	365,800	412,200	483,200
42	268,400	316,700	367,500	413,600	483,900
43	269,400	318,500	369,100	414,900	484,600
44	270,300	320,200	370,600	416,300	485,300
45	271,000	321,900	372,100	417,700	485,900
46	271,800	323,800	373,700	419,000	486,600
47	272,600	325,500	375,300	420,500	487,300
48	273,400	327,200	376,800	422,000	488,000
49	274,200	328,900	378,300	423,600	488,600
50	275,000	330,700	379,800	425,000	

51	275,700	332,500	381,300	426,600
52	276,500	334,200	382,700	428,100
53	277,300	335,900	384,100	429,800
54	278,100	337,200	385,600	431,300
55	278,900	338,500	387,000	432,900
56	279,700	339,800	388,400	434,600
57	280,400	341,300	389,900	436,100
58	281,000	342,900	391,500	437,600
59	281,800	344,400	393,100	438,800
60	282,700	346,000	394,500	440,000
61	283,500	347,500	395,700	441,200
62	284,100	349,100	397,100	442,500
63	284,900	350,700	398,500	443,700
64	285,600	352,200	399,800	444,900
65	286,600	353,700	401,000	446,000
66	287,400	355,300	402,200	447,200
67	288,200	356,900	403,500	448,400
68	288,900	358,400	404,800	449,600
69	289,600	359,900	406,100	450,800
70	290,400	361,500	407,400	452,000
71	291,200	363,100	408,800	453,200
72	291,900	364,600	410,000	454,400
73	292,600	366,100	411,200	455,500
74	293,300	367,800	412,600	456,100
75	294,000	369,400	414,000	456,600
76	294,600	370,900	415,300	457,100
77	295,200	372,400	416,500	457,600
78	295,900	373,800	417,700	458,200
79	296,600	375,200	419,000	458,700
80	297,200	376,500	420,400	459,200
81	297,800	377,800	421,700	459,700
82	298,500	379,200	422,900	460,300
83	299,200	380,600	423,900	460,800
84	299,900	381,900	425,100	461,300
85	300,700	383,000	426,300	461,800
86	301,500	384,400	427,400	462,400
87	302,200	385,700	428,600	462,900
88	302,900	387,000	429,600	463,400
89	303,600	388,200	430,700	463,900
90	304,500	389,500	431,700	
91	305,300	390,600	432,700	
92	306,100	391,800	433,700	
93	306,600	393,000	434,700	
94	307,400	394,100	435,500	
95	308,200	395,300	436,300	

96	309,000	396,500	437,100
97	309,700	397,900	437,800
98	310,500	398,900	438,200
99	311,300	399,900	438,600
100	312,000	400,900	439,000
101	312,800	401,800	439,400
102	313,700	402,800	439,700
103	314,600	403,900	440,000
104	315,400	405,000	440,200
105	316,000	405,700	440,500
106	316,800	406,600	440,800
107	317,600	407,500	441,100
108	318,400	408,400	441,300
109	319,100	409,200	441,500
110	319,500	410,000	
111	319,900	410,800	
112	320,400	411,600	
113	320,900	412,200	
114	321,300	412,900	
115	321,800	413,600	
116	322,200	414,300	
117	322,700	414,900	
118	323,200	415,400	
119	323,600	415,800	
120	324,100	416,100	
121	324,600	416,400	
122	325,000	416,700	
123	325,500	417,000	
124	326,000	417,200	
125	326,600	417,400	
126	326,900	417,700	
127	327,200	418,000	
128	327,500	418,200	
129	327,700	418,400	
130	328,000	418,700	
131	328,300	419,000	
132	328,500	419,200	
133	328,700	419,400	
134	328,900	419,700	
135	329,100	420,000	
136	329,400	420,200	
137	329,700	420,400	
138	329,900		
139	330,200		
140	330,500		

	141	330,700				
	142	330,900				
	143	331,200				
	144	331,400				
	145	331,700				
	146	331,900				
	147	332,200				
	148	332,500				
	149	332,700				
	150	332,900				
	151	333,200				
	152	333,500				
	153	333,700				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		233,600	294,300	309,100	324,700	342,000

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額欄の適用については、同欄に定める額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「7,700円をそれぞれ加算した額」とあるのは「5,400円を加算した額」と読み替えるものとする。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	200,200	221,000	298,600	324,400	414,200
	2	202,500	223,400	300,500	326,500	415,700
	3	204,800	225,800	302,300	328,600	417,200
	4	207,000	228,200	304,100	330,700	418,600
	5	209,200	230,600	305,900	332,700	419,900
	6	211,500	233,000	307,700	334,800	421,300
	7	213,700	235,500	309,500	336,900	422,700
	8	215,900	237,900	311,200	339,000	424,100
	9	218,100	240,300	312,900	341,000	425,500
	10	220,300	241,900	314,700	343,100	426,900
	11	222,500	243,500	316,500	345,200	428,300
	12	224,700	245,100	318,300	347,200	429,600
	13	226,900	246,700	320,200	349,200	430,900
	14	229,000	248,200	322,000	350,700	432,300

15	231,100	249,600	323,800	352,200	433,700
16	233,200	251,000	325,500	353,700	435,200
17	235,400	252,400	327,100	355,100	436,400
18	237,200	253,600	329,000	356,500	437,700
19	238,900	254,800	330,900	357,900	438,900
20	240,600	256,000	332,800	359,300	440,200
21	242,300	257,400	334,600	360,700	441,300
22	243,600	258,600	336,600	362,000	442,400
23	244,900	259,900	338,400	363,300	443,600
24	246,200	261,200	340,200	364,600	444,800
25	247,400	262,500	341,900	365,800	446,100
26	248,500	264,400	343,600	367,100	447,300
27	249,600	266,200	345,200	368,400	448,300
28	250,700	268,000	346,800	369,600	449,400
29	251,900	269,700	348,400	370,800	450,600
30	253,200	271,900	349,700	372,000	451,400
31	254,400	274,100	350,900	373,200	452,200
32	255,600	276,300	352,100	374,300	453,100
33	256,700	278,500	353,400	375,400	454,000
34	257,900	280,700	354,800	376,600	454,500
35	259,100	282,900	356,200	377,800	455,000
36	260,300	285,000	357,500	378,900	455,500
37	261,500	287,000	358,800	380,000	456,000
38	262,700	288,900	360,200	381,200	456,500
39	263,900	290,800	361,600	382,400	457,000
40	265,100	292,600	362,900	383,500	457,500
41	266,300	294,400	364,200	384,600	458,000
42	267,400	296,300	365,600	385,800	458,500
43	268,500	298,100	366,900	387,000	459,000
44	269,600	299,800	368,300	388,100	459,500
45	270,600	301,600	369,600	389,200	460,000
46	271,400	303,400	370,800	390,400	460,500
47	272,200	305,100	372,000	391,600	461,000
48	273,000	306,700	373,200	392,800	461,500
49	273,700	308,300	374,400	394,000	462,000
50	274,500	310,000	375,600	395,300	
51	275,200	311,800	376,800	396,500	
52	275,900	313,500	378,000	397,700	
53	276,700	314,800	379,100	398,900	
54	277,500	316,700	380,300	400,200	
55	278,300	318,500	381,500	401,200	
56	279,000	320,200	382,700	402,300	
57	279,700	321,900	383,800	403,500	
58	280,500	323,800	385,100	404,700	
59	281,300	325,500	386,400	405,900	

60	282,000	327,200	387,600	407,100
61	282,600	328,900	388,500	408,200
62	283,300	330,700	389,700	409,200
63	284,000	332,500	390,700	410,500
64	284,600	334,200	391,800	411,700
65	285,300	335,900	392,600	412,900
66	286,000	337,200	393,700	414,000
67	286,700	338,500	394,700	415,100
68	287,400	339,800	395,700	416,200
69	288,100	341,300	396,800	417,200
70	288,900	342,800	397,800	418,400
71	289,600	344,300	398,900	419,600
72	290,300	345,800	400,000	420,800
73	290,800	347,200	401,000	421,400
74	291,500	348,700	402,100	422,200
75	292,200	350,200	403,200	422,900
76	292,800	351,700	404,200	423,400
77	293,400	353,100	405,100	423,700
78	294,100	354,600	406,000	424,000
79	294,700	356,100	407,000	424,400
80	295,300	357,600	408,000	424,800
81	295,900	359,000	408,800	425,100
82	296,500	360,300	409,600	425,500
83	297,100	361,600	410,300	425,800
84	297,700	362,800	411,100	426,100
85	298,200	364,000	411,800	426,400
86	298,700	365,200	412,400	426,800
87	299,200	366,400	413,100	427,100
88	299,700	367,600	413,800	427,400
89	300,100	368,700	414,400	427,700
90	300,800	369,800	415,100	428,000
91	301,300	370,900	415,600	428,300
92	301,800	372,000	416,200	428,500
93	302,100	373,100	416,600	428,700
94	302,600	374,300	417,000	429,000
95	303,100	375,400	417,300	429,300
96	303,500	376,500	417,600	429,500
97	303,900	377,500	417,800	429,700
98	304,400	378,500	418,100	430,000
99	304,900	379,400	418,400	430,300
100	305,300	380,300	418,600	430,500
101	305,700	381,100	418,800	430,700
102	306,100	382,100	419,100	431,000
103	306,500	383,000	419,400	431,300
104	306,800	383,900	419,600	431,500

105	307,000	384,700	419,800	431,700
106	307,300	385,600	420,100	
107	307,600	386,500	420,400	
108	307,800	387,400	420,600	
109	308,000	388,200	420,800	
110	308,200	389,200		
111	308,500	390,100		
112	308,800	391,000		
113	309,000	391,600		
114	309,200	392,500		
115	309,400	393,400		
116	309,700	394,300		
117	310,000	395,100		
118	310,200	395,800		
119	310,500	396,600		
120	310,800	397,400		
121	311,000	398,000		
122	311,200	398,700		
123	311,400	399,400		
124	311,700	400,000		
125	312,000	400,600		
126		401,300		
127		401,800		
128		402,400		
129		403,000		
130		403,600		
131		404,100		
132		404,600		
133		404,900		
134		405,200		
135		405,500		
136		405,800		
137		406,100		
138		406,400		
139		406,700		
140		407,000		
141		407,300		
142		407,600		
143		407,900		
144		408,200		
145		408,400		
146		408,700		
147		409,000		
148		409,200		
149		409,400		

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		218,400	286,600	294,600	302,200	323,400
-------------------------------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額欄の適用については、同欄に定める額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。
- この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「7,500円をそれぞれ加算した額」とあるのは「5,200円を加算した額」と読み替えるものとする。

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	184,200	234,300	312,100	355,900	400,500
	2	185,300	238,600	314,000	357,300	403,100
	3	186,500	241,300	315,900	358,700	405,700
	4	187,600	244,000	317,800	360,000	408,200
	5	188,700	246,600	319,600	361,200	410,300
	6	190,800	248,200	321,400	362,400	412,700
	7	192,900	249,700	323,200	363,600	415,100
	8	195,000	251,200	324,900	364,700	417,400
	9	197,100	252,700	326,600	365,800	419,700
	10	199,100	254,800	328,600	367,300	422,100
	11	201,100	256,900	330,600	368,600	424,500
	12	203,100	258,900	332,600	369,900	426,800
	13	205,100	260,900	334,400	371,200	429,100
	14	207,000	263,200	336,400	372,600	431,800
	15	208,900	265,500	338,300	374,000	434,600
	16	210,700	267,700	340,200	375,300	437,300
	17	212,400	269,900	342,000	376,600	439,800
	18	214,200	272,300	343,600	378,000	442,300
	19	216,000	274,700	345,200	379,400	444,800
	20	217,800	277,100	346,800	380,800	447,200
	21	219,600	279,400	348,400	382,200	449,600
	22	221,400	281,500	349,400	383,600	452,200
	23	223,100	283,600	350,400	385,000	454,800
	24	224,800	285,600	351,400	386,400	457,100
	25	226,500	287,600	352,500	387,800	459,300
	26	228,600	289,500	353,800	389,300	461,600
	27	230,500	291,400	355,000	390,700	464,100

28	232,400	293,300	356,200	392,100	466,500
29	234,400	295,200	357,400	393,500	469,000
30	235,500	296,700	358,500	395,000	471,500
31	236,600	298,200	359,600	396,500	474,000
32	237,700	299,700	360,700	398,000	476,400
33	239,100	301,300	361,800	399,500	478,700
34	240,600	302,800	362,800	401,100	481,100
35	242,100	304,300	363,800	402,700	483,500
36	243,600	305,700	364,800	404,400	486,000
37	245,100	307,100	365,700	405,600	488,400
38	246,700	308,000	366,600	407,000	490,900
39	248,300	308,900	367,500	408,400	493,300
40	249,900	309,800	368,300	409,700	495,800
41	251,500	310,600	369,000	411,000	498,100
42	253,000	311,100	369,800	412,300	500,300
43	254,500	311,600	370,600	413,800	502,600
44	256,000	312,100	371,400	415,300	504,800
45	257,500	312,600	372,200	416,500	506,400
46	258,800	313,100	373,800	417,700	507,900
47	260,000	313,600	375,400	419,300	509,500
48	261,200	314,100	378,000	420,800	511,000
49	262,400	314,500	379,900	422,100	512,700
50	263,500	315,500	380,900	423,500	514,100
51	264,600	316,400	381,700	424,900	515,500
52	265,700	317,300	382,400	426,300	517,000
53	266,800	318,100	383,100	427,700	518,100
54	267,900	318,900	384,500	429,100	519,300
55	268,900	319,700	385,800	430,500	520,500
56	269,900	320,900	387,300	431,900	521,700
57	270,900	322,000	388,100	433,000	522,600
58	271,600	323,200	388,700	434,400	523,600
59	272,200	324,300	389,500	435,800	524,600
60	272,800	325,500	390,200	437,100	525,600
61	273,400	326,600	390,900	437,900	526,700
62	274,000	328,000	391,500	438,700	527,600
63	274,600	329,400	392,200	439,600	528,300
64	275,200	330,800	392,900	440,500	529,000
65	275,800	332,200	393,600	441,300	529,800
66	276,400	334,300	394,300	442,100	
67	277,000	335,700	394,900	442,700	
68	277,600	336,100	395,500	443,500	
69	278,200	336,400	396,200	443,900	
70	278,900	336,900	396,900	444,500	
71	279,600	337,300	397,400	445,000	
72	280,300	337,700	398,000	445,500	

73	280,900	338,000	398,600	446,000
74	281,600	338,400	399,100	446,600
75	282,300	338,800	399,700	447,100
76	283,000	339,200	400,300	447,600
77	283,600	339,700	400,800	448,100
78	284,300	340,200	401,300	448,700
79	285,000	340,700	401,800	449,200
80	285,600	341,200	402,300	449,700
81	286,200	341,700	403,000	450,200
82	286,900	342,200	403,400	
83	287,600	342,700	403,900	
84	288,200	343,200	404,500	
85	288,800	343,600	405,200	
86	289,500	344,000	405,500	
87	290,200	344,500	406,000	
88	290,800	344,900	406,600	
89	291,400	345,400	407,300	
90	292,100	345,800	407,600	
91	292,800	346,200	408,100	
92	293,400	346,600	408,700	
93	294,000	347,100	409,400	
94	294,700	347,500	409,700	
95	295,300	347,900	409,900	
96	295,900	348,300	410,200	
97	296,200	348,800	410,600	
98	296,800	349,200	410,900	
99	297,400	349,600	411,000	
100	297,900	350,000	411,200	
101	298,400	350,400	411,500	
102	298,800	350,600		
103	299,200	350,800		
104	299,600	351,000		
105	300,000	351,200		
106	300,600	351,400		
107	301,100	351,600		
108	301,400	351,800		
109	301,600	352,000		
110	302,000	352,200		
111	302,300	352,400		
112	302,500	352,600		
113	302,800	352,800		
114	303,100	353,000		
115	303,400	353,200		
116	303,700	353,400		
117	304,000	353,600		

	118	304,300	353,800			
	119	304,500	354,000			
	120	304,800	354,200			
	121	305,100	354,400			
	122	305,300				
	123	305,500				
	124	305,600				
	125	305,700				
	126	305,900				
	127	306,100				
	128	306,200				
	129	306,300				
	130	306,500				
	131	306,700				
	132	306,800				
	133	306,900				
	134	307,100				
	135	307,300				
	136	307,400				
	137	307,500				
	138	307,700				
	139	307,900				
	140	308,000				
	141	308,100				
	142	308,300				
	143	308,500				
	144	308,600				
	145	308,700				
	146	308,900				
	147	309,100				
	148	309,200				
	149	309,300				
	150	309,500				
	151	309,700				
	152	309,800				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		216,900	248,100	288,100	315,100	370,900

備考

- 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円
再任用	1	291,800	370,600	427,300	485,100
短時間	2	294,100	373,200	429,300	486,900
勤務職	3	296,400	375,700	431,300	488,700
員以外	4	298,600	378,200	433,200	490,500
の職員	5	300,800	380,700	435,200	492,300
	6	304,300	383,400	436,800	494,000
	7	307,800	386,100	438,400	495,700
	8	311,200	388,700	440,000	497,400
	9	314,600	390,800	441,600	499,100
	10	318,100	393,300	443,400	501,300
	11	321,500	395,800	445,200	503,400
	12	324,900	398,300	447,000	505,500
	13	328,300	400,900	448,800	507,500
	14	331,800	403,600	450,600	509,400
	15	335,200	406,200	452,400	511,500
	16	338,600	408,700	454,200	513,500
	17	342,000	411,100	455,800	515,400
	18	345,100	413,300	457,800	517,400
	19	348,200	415,400	459,700	519,400
	20	351,300	417,500	461,600	521,200
	21	354,500	419,600	463,000	523,000
	22	357,600	421,100	464,800	524,800
	23	360,700	422,600	466,600	526,600
	24	363,700	424,100	468,400	528,400
	25	366,700	425,500	470,200	530,000
	26	369,100	427,000	472,000	531,800
	27	371,400	428,500	473,800	533,600
	28	373,600	429,900	475,600	535,400
	29	375,500	431,300	477,400	537,000
	30	377,200	432,800	479,200	538,800
	31	378,900	434,400	481,000	540,600
	32	380,700	435,800	482,800	542,300
	33	382,500	437,200	484,600	543,900
	34	384,300	438,700	486,500	545,700
	35	385,900	440,200	488,400	547,400
	36	387,300	441,600	490,300	549,100
	37	388,700	443,000	492,200	550,600
	38	390,200	444,400	493,900	552,200
	39	391,700	445,800	495,700	553,600
	40	393,200	447,200	497,500	555,200
	41	394,700	448,600	499,100	556,700

	42	395,400	450,000	501,000	558,100
	43	396,000	451,400	502,800	559,500
	44	396,700	452,800	504,400	560,800
	45	397,600	454,200	505,800	562,000
	46	398,200	455,600	507,500	563,000
	47	398,800	457,000	509,300	564,000
	48	399,400	458,400	511,000	565,000
	49	400,000	459,800	512,500	566,000
	50	400,500	461,500	513,800	566,900
	51	401,000	463,100	515,100	567,900
	52	401,500	464,700	516,400	568,800
	53	402,000	466,300	517,400	569,600
	54	402,400	467,500	518,700	
	55	402,800	468,700	520,000	
	56	403,200	469,800	521,300	
	57	403,600	470,800	522,300	
	58	404,000	471,800	523,100	
	59	404,400	472,700	523,900	
	60	404,800	473,500	524,700	
	61	405,200	474,200	525,600	
	62	405,600	474,900	526,400	
	63	406,000	475,600	527,200	
	64	406,400	476,200	527,900	
	65	406,700	476,900	528,700	
	66		477,600	529,500	
	67		478,200	530,200	
	68		478,800	531,100	
	69		479,100	532,000	
	70		479,700	532,800	
	71		480,400	533,700	
	72		481,100	534,600	
	73		481,500	535,400	
	74		482,100	536,300	
	75		482,800	537,200	
	76		483,500	537,900	
	77		483,900	538,700	
	78		484,500	539,600	
	79		485,100	540,500	
	80		485,600	541,400	
	81		486,100	542,200	
	82		486,600		
	83		487,100		
	84		487,600		
	85		488,000		
定年前		284,700	341,600	379,500	398,700

再任用 短時間 勤務職 員					
------------------------	--	--	--	--	--

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	188,900	227,700	258,900	279,000	304,000	341,600	380,100
短時間	2	191,000	229,000	260,100	279,800	305,500	343,300	382,400
勤務職 員以外 の職員	3	193,100	230,300	261,200	280,600	307,000	345,000	384,700
	4	195,200	231,600	262,300	281,400	308,500	346,600	387,000
	5	197,200	232,800	263,400	282,200	310,000	348,200	389,300
	6	199,200	234,000	264,200	283,000	311,400	349,900	391,900
	7	201,200	235,000	265,000	283,800	312,800	351,500	394,500
	8	203,000	236,000	265,800	284,500	314,200	353,100	397,100
	9	204,800	237,100	266,600	285,200	315,500	354,700	399,200
	10	206,700	238,300	267,400	285,900	316,900	356,400	401,400
	11	208,600	239,600	268,200	286,600	318,300	358,100	403,600
	12	210,700	240,900	269,000	287,400	319,700	359,700	405,800
	13	212,400	242,200	269,800	288,200	321,100	361,200	407,800
	14	214,400	243,500	270,600	289,000	322,700	362,900	409,800
	15	216,600	244,800	271,400	289,800	324,200	364,500	411,800
	16	218,700	246,000	272,200	290,500	325,700	366,100	413,800
	17	220,800	247,200	273,000	291,200	327,200	367,800	415,600
	18	221,900	248,400	273,800	292,300	328,800	369,400	417,500
	19	223,000	249,600	274,600	293,400	330,300	371,000	419,400
	20	224,100	250,800	275,400	294,600	331,800	372,600	421,200
	21	225,200	251,900	276,200	295,800	333,300	374,200	423,000
	22	226,100	252,800	277,000	297,000	334,900	376,200	424,600
	23	227,000	253,600	277,800	298,200	336,400	378,200	426,200
	24	227,900	254,400	278,600	299,400	337,900	380,200	427,700
	25	228,800	255,200	279,400	300,700	339,400	381,600	429,200
	26	229,700	256,000	280,300	301,900	341,000	383,300	430,500
	27	230,600	256,800	281,200	303,100	342,600	385,000	431,800
	28	231,500	257,600	282,000	304,300	344,100	386,700	433,100
	29	232,400	258,400	282,800	305,500	345,400	388,400	434,500
	30	233,300	259,200	283,700	306,700	346,900	389,900	435,700
	31	234,300	260,000	284,600	307,800	348,400	391,400	436,900
	32	235,200	260,800	285,400	309,000	349,900	392,900	438,000

33	236,000	261,600	286,200	310,300	351,400	394,200	439,200
34	236,800	262,400	287,300	311,500	352,900	395,500	440,300
35	237,600	263,100	288,300	312,700	354,400	396,800	441,500
36	238,400	263,900	289,300	313,900	355,800	397,900	442,700
37	239,200	264,800	290,300	315,100	357,200	399,000	443,800
38	240,000	265,600	291,400	316,200	358,800	400,100	444,600
39	240,800	266,400	292,400	317,400	360,300	401,200	445,000
40	241,600	267,200	293,400	318,600	361,800	402,300	445,700
41	242,200	268,000	294,400	319,800	363,000	403,100	446,200
42	242,800	268,800	295,400	321,100	364,100	403,900	446,600
43	243,400	269,600	296,400	322,400	365,300	404,700	447,000
44	243,900	270,400	297,400	323,600	366,400	405,500	447,400
45	244,400	271,100	298,400	324,500	367,500	405,900	447,800
46	245,000	271,900	299,600	325,700	368,300	406,500	
47	245,500	272,700	300,800	326,900	369,300	407,000	
48	245,900	273,500	301,900	328,100	370,400	407,400	
49	246,300	274,200	303,000	329,200	371,400	407,800	
50	246,800	275,000	304,100	330,200	372,400	408,000	
51	247,300	275,700	305,200	331,200	373,400	408,300	
52	247,800	276,400	306,300	332,100	374,300	408,600	
53	248,100	277,100	307,400	333,000	375,100	408,900	
54	248,400	277,800	308,500	334,000	375,900	409,200	
55	248,700	278,500	309,600	335,000	376,800	409,500	
56	249,000	279,200	310,700	335,900	377,600	409,800	
57	249,300	279,900	311,700	336,400	378,100	410,000	
58	249,600	280,600	312,700	337,300	378,900	410,300	
59	249,900	281,300	313,700	338,000	379,700	410,600	
60	250,200	281,900	314,700	338,900	380,500	410,900	
61	250,500	282,500	315,700	339,600	380,900	411,100	
62	250,800	283,200	316,700	339,900	381,600	411,400	
63	251,100	283,900	317,700	340,400	382,300	411,700	
64	251,400	284,500	318,600	341,000	382,900	412,000	
65	251,700	285,100	319,500	341,600	383,300	412,200	
66	252,000	285,800	320,300	342,300	383,800		
67	252,300	286,500	321,000	343,000	384,400		
68	252,600	287,100	321,700	343,600	385,000		
69	252,900	287,700	322,300	344,300	385,400		
70	253,200	288,400	323,000	344,800	385,900		
71	253,500	289,100	323,600	345,400	386,400		
72	253,700	289,700	324,200	346,000	386,900		
73	253,900	290,300	324,800	346,300	387,500		
74	254,200	290,800	325,000	346,900	388,000		
75	254,500	291,200	325,500	347,400	388,600		
76	254,700	291,600	326,000	347,900	389,200		
77	254,900	292,000	326,600	348,400	389,700		

78	255,200	292,300	327,100	348,900	390,200
79	255,500	292,600	327,600	349,400	390,700
80	255,700	292,900	328,000	349,800	391,200
81	255,900	293,200	328,600	350,100	391,500
82	256,200	293,500	329,100	350,400	392,000
83	256,500	293,800	329,500	350,600	392,400
84	256,700	294,100	330,000	350,900	392,800
85	256,900	294,300	330,500	351,400	393,200
86		294,500	330,900	351,700	
87		294,700	331,100	352,000	
88		294,900	331,400	352,300	
89		295,300	331,800	352,700	
90		295,500	332,200	353,000	
91		295,700	332,500	353,300	
92		295,900	332,800	353,600	
93		296,300	333,100	354,000	
94		296,500	333,300	354,300	
95		296,700	333,700	354,600	
96		297,000	334,000	354,900	
97		297,300	334,200	355,200	
98		297,500	334,500	355,600	
99		297,700	334,800	356,000	
100		298,000	335,100	356,400	
101		298,300	335,300	356,900	
102		298,500	335,600	357,300	
103		298,700	335,900	357,700	
104		299,000	336,100	358,100	
105		299,300	336,300	358,600	
106			336,500	359,000	
107			336,900	359,400	
108			337,100	359,800	
109			337,300	360,300	
110			337,700		
111			338,100		
112			338,500		
113			338,700		
114			339,100		
115			339,500		
116			339,900		
117			340,100		
118			340,500		
119			340,900		
120			341,300		
121			341,500		
122			341,900		

	123			342,300				
	124			342,700				
	125			342,900				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		179,800	209,500	240,000	252,200	275,200	288,500	313,500

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前提任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	208,000	241,000	278,000	293,400	310,800	342,700	381,600
短時間	2	209,900	243,200	279,100	294,000	312,000	344,400	384,200
勤務職	3	211,700	245,400	280,200	294,600	313,200	346,100	386,900
員以外	4	213,400	247,600	281,200	295,100	314,300	347,800	389,500
の職員	5	215,100	249,800	282,200	295,600	315,400	349,500	391,700
	6	217,000	250,800	282,700	296,200	316,500	351,200	393,900
	7	218,800	251,700	283,200	296,800	317,600	352,900	396,200
	8	220,500	252,600	283,700	297,300	318,700	354,500	398,500
	9	222,200	253,500	284,200	297,800	319,800	356,000	400,400
	10	224,200	254,700	284,700	298,400	320,800	357,700	402,500
	11	226,100	255,800	285,200	299,000	321,800	359,400	404,700
	12	228,000	256,700	285,700	299,500	322,800	361,100	406,900
	13	229,900	257,500	286,200	300,000	323,800	362,500	408,800
	14	231,900	258,200	286,700	300,700	325,000	364,200	410,800
	15	234,000	258,900	287,200	301,300	326,200	365,900	412,900
	16	236,000	259,800	287,700	301,800	327,400	367,700	414,900
	17	238,000	260,900	288,200	302,300	328,500	369,500	416,900
	18	240,000	262,000	288,700	303,000	329,700	371,500	419,100
	19	242,100	263,100	289,200	303,700	330,800	373,500	421,300
	20	244,100	264,200	289,700	304,400	331,900	375,500	423,400
	21	246,000	265,300	290,200	305,100	333,000	377,200	425,300
	22	247,200	266,400	290,700	306,000	334,200	379,300	427,200
	23	248,400	267,500	291,200	306,900	335,300	381,400	429,000
	24	249,500	268,600	291,700	307,800	336,400	383,400	430,900
	25	250,600	269,600	292,200	308,600	337,500	385,300	432,600
	26	251,500	270,700	292,700	309,500	338,700	386,900	434,300
	27	252,400	271,800	293,200	310,400	339,800	388,700	436,000
	28	253,300	272,800	293,700	311,300	340,900	390,500	437,600

29	254,100	273,800	294,200	312,100	342,000	392,200	438,900
30	254,900	274,500	294,800	313,000	343,200	393,900	440,200
31	255,600	275,200	295,600	313,900	344,300	395,800	441,800
32	256,300	275,900	296,400	314,800	345,400	397,500	443,300
33	257,100	276,600	297,100	315,600	346,500	399,200	445,000
34	257,900	277,200	297,900	316,700	347,800	400,900	446,600
35	258,700	277,700	298,700	317,800	349,100	402,700	448,000
36	259,400	278,200	299,500	318,900	350,400	404,400	449,400
37	260,100	278,700	300,200	320,000	351,600	406,000	450,500
38	261,000	279,300	301,100	321,100	353,100	407,700	451,800
39	261,900	279,800	301,900	322,200	354,600	409,500	453,100
40	262,700	280,300	302,600	323,300	356,100	411,300	454,500
41	263,500	280,700	303,400	324,400	357,300	412,800	455,500
42	264,400	281,200	304,200	325,600	358,800	414,300	456,200
43	265,200	281,700	305,000	326,700	360,200	415,800	457,000
44	266,000	282,200	305,800	327,800	361,600	417,100	457,600
45	266,800	282,700	306,500	328,600	363,000	418,200	458,500
46	267,500	283,200	307,500	329,700	364,000	419,300	459,200
47	268,200	283,700	308,500	330,800	365,400	420,400	460,000
48	268,800	284,200	309,400	331,800	366,700	421,600	460,800
49	269,400	284,700	310,300	332,800	368,100	422,900	461,500
50	269,900	285,200	311,300	333,800	369,500	424,000	462,200
51	270,400	285,700	312,300	334,800	370,800	425,200	462,900
52	270,800	286,200	313,200	335,800	372,100	426,300	463,700
53	271,200	286,700	314,100	337,000	373,600	427,500	464,500
54	271,700	287,200	315,100	338,300	374,800	428,500	
55	272,200	287,700	316,100	339,500	375,900	429,600	
56	272,600	288,200	317,100	340,700	377,100	430,700	
57	273,000	288,700	317,900	341,600	378,200	431,700	
58	273,400	289,500	318,900	342,800	379,100	432,200	
59	273,800	290,300	319,900	343,900	380,100	432,800	
60	274,200	291,000	320,800	345,200	381,000	433,200	
61	274,600	291,700	321,700	346,200	381,600	433,800	
62	275,000	292,600	322,700	347,100	382,400	434,400	
63	275,400	293,500	323,700	348,200	383,200	434,800	
64	275,800	294,300	324,600	349,400	384,000	435,300	
65	276,200	295,100	325,500	350,500	384,700	435,800	
66	276,600	296,000	326,700	351,700	385,400	436,200	
67	277,000	296,800	327,900	352,900	386,100	436,500	
68	277,400	297,600	329,100	353,900	386,700	436,800	
69	277,800	298,400	329,800	354,900	387,300	437,200	
70	278,300	299,300	330,900	355,900	387,900		
71	278,800	300,200	332,000	357,000	388,600		
72	279,200	301,200	332,900	358,100	389,200		
73	279,600	302,100	334,000	358,900	389,900		

74	280,200	303,000	334,700	360,000	390,400
75	280,800	303,900	335,800	361,100	391,000
76	281,300	304,800	336,900	362,100	391,500
77	281,800	305,600	338,000	362,800	391,900
78	282,400	306,600	339,200	363,600	392,500
79	283,000	307,600	340,300	364,400	393,000
80	283,500	308,500	341,400	365,100	393,300
81	284,000	309,000	342,500	365,700	393,600
82	284,500	309,900	343,600	366,200	394,100
83	285,000	310,800	344,600	366,700	394,500
84	285,500	311,600	345,700	367,300	394,800
85	286,000	312,400	346,600	367,900	395,100
86	286,500	313,400	347,600	368,400	395,600
87	287,000	314,400	348,500	368,900	396,100
88	287,500	315,400	349,500	369,400	396,500
89	288,000	316,300	350,400	369,800	396,800
90	288,500	317,400	351,200	370,200	397,200
91	289,000	318,400	352,000	370,800	397,700
92	289,500	319,400	352,800	371,300	398,100
93	290,000	320,200	353,400	371,600	398,500
94	290,600	320,900	354,000	372,100	
95	291,200	321,600	354,600	372,500	
96	291,800	322,200	355,200	372,800	
97	292,400	322,700	355,600	373,400	
98	292,900	323,000	356,000	373,900	
99	293,400	323,600	356,500	374,400	
100	293,900	324,200	356,900	374,900	
101	294,400	324,600	357,400	375,500	
102	294,900	325,200	357,800	376,000	
103	295,400	325,800	358,300	376,500	
104	295,800	326,300	358,700	376,900	
105	296,200	326,700	359,000	377,500	
106	296,700	327,200	359,500	378,000	
107	297,200	327,700	359,900	378,500	
108	297,500	328,200	360,200	379,000	
109	297,700	328,600	360,600	379,600	
110	298,000	329,000	361,100	380,000	
111	298,200	329,300	361,600	380,500	
112	298,500	329,600	362,100	381,000	
113	298,800	329,900	362,600	381,600	
114	299,000	330,300	363,100		
115	299,300	330,600	363,600		
116	299,500	330,900	364,000		
117	299,800	331,100	364,400		
118	300,100	331,400	364,800		

119	300,500	331,700	365,300					
120	300,800	331,900	365,800					
121	301,100	332,100	366,200					
122	301,500	332,400	366,700					
123	301,800	332,700	367,300					
124	302,100	333,000	367,800					
125	302,300	333,200	368,100					
126	302,500	333,500	368,600					
127	302,800	333,900	369,100					
128	303,200	334,100	369,600					
129	303,400	334,300	369,900					
130	303,700	334,500						
131	304,100	334,900						
132	304,500	335,100						
133	304,700	335,400						
134	305,000	335,800						
135	305,300	336,200						
136	305,600	336,600						
137	305,800	336,900						
138	306,100	337,300						
139	306,400	337,700						
140	306,700	338,100						
141	306,900	338,400						
142	307,300	338,800						
143	307,700	339,100						
144	308,000	339,500						
145	308,200	339,800						
146	308,400	340,200						
147	308,700	340,600						
148	309,100	341,000						
149	309,300	341,300						
150	309,500	341,700						
151	309,800	342,100						
152	310,100	342,500						
153	310,500	342,800						
154	310,700	343,200						
155	310,900	343,600						
156	311,200	344,000						
157	311,500	344,300						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		218,100	241,000	258,900	267,100	279,000	306,000	325,200

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
1		194,100	280,800	315,200	354,000	386,200
2		195,700	282,000	316,400	355,800	388,000
3		197,300	283,000	317,500	357,500	389,700
4		198,800	283,600	318,600	359,200	391,300
5		200,200	284,200	319,700	360,900	392,900
6		202,100	285,200	320,800	362,400	395,000
7		204,000	286,200	321,900	363,800	397,100
8		205,900	287,100	322,900	365,100	399,100
9		207,600	288,000	323,900	366,100	401,100
10		209,300	288,900	325,300	367,900	403,100
11		211,000	289,800	326,900	369,600	405,100
12		212,600	290,700	328,500	371,300	407,100
13		214,100	291,700	330,400	372,800	409,100
14		216,800	292,900	332,000	374,500	411,200
15		219,500	294,100	333,600	376,200	413,300
16		222,100	295,200	335,200	377,800	415,400
17		224,700	296,300	336,900	379,400	417,400
18		226,900	297,500	338,500	380,900	418,800
19		229,000	298,700	340,100	382,400	420,200
20		231,100	299,800	341,700	383,900	421,600
21		233,200	301,000	343,200	385,400	423,000
22		235,100	302,000	344,000	386,800	424,300
23		236,900	303,000	344,800	388,100	425,600
24		238,500	304,100	345,600	389,400	426,800
25		243,100	305,200	346,400	390,900	428,000
26		246,100	306,300	347,200	392,500	429,200
27		249,000	307,400	348,000	394,100	430,400
28		251,900	308,400	348,800	395,700	431,500
29		254,800	309,300	349,600	397,300	432,500
30		256,800	310,100	350,400	398,800	433,600
31		258,800	310,900	351,200	400,200	434,800
32		260,700	311,700	352,000	401,600	435,900
33		262,600	312,500	352,700	403,000	436,900
34		264,100	313,300	353,500	404,300	437,800
35		265,600	314,100	354,300	405,500	438,700
36		267,000	314,900	355,000	406,700	439,600
37		268,400	315,700	355,700	407,900	440,500

38	269,400	316,500	356,400	409,000	441,400
39	270,200	317,300	357,100	410,000	442,300
40	270,900	318,000	357,800	411,000	443,100
41	271,400	318,700	358,500	411,500	443,500
42	272,000	319,500	359,200	412,400	444,100
43	272,500	320,200	359,800	413,300	444,700
44	273,000	320,900	360,500	414,200	445,300
45	273,500	321,600	361,300	415,100	445,800
46	274,300	322,300	362,100	416,000	446,100
47	275,000	323,000	362,800	416,900	446,600
48	275,700	323,600	363,500	417,800	447,000
49	276,400	324,200	364,200	418,600	447,300
50	277,100	324,700	365,000	419,500	447,900
51	277,800	325,200	365,800	420,400	448,500
52	278,500	325,600	366,600	421,100	449,100
53	279,200	326,000	367,500	421,300	449,700
54	280,100	326,300	368,500	421,700	450,400
55	281,000	326,600	369,400	422,100	451,000
56	281,500	326,900	370,100	422,400	451,600
57	282,000	327,200	370,700	422,700	451,900
58	282,500	327,500	371,600	422,900	452,600
59	283,000	327,800	372,500	423,300	453,300
60	283,500	328,100	373,300	423,700	454,000
61	284,000	328,400	373,800	424,000	454,400
62	284,500	328,700	374,200	424,500	454,700
63	285,100	329,000	374,500	425,100	455,000
64	285,700	329,200	374,800	425,600	455,200
65	286,300	329,400	375,100	426,200	455,400
66	286,800	329,700	375,500	426,800	455,600
67	287,400	330,000	375,800	427,300	455,900
68	288,000	330,200	376,100	427,800	456,200
69	288,600	330,400	376,300	428,400	456,400
70	289,200	330,700	376,600	428,900	456,700
71	289,800	331,000	376,900	429,500	457,000
72	290,400	331,200	377,200	430,100	457,200
73	290,900	331,400	377,500	430,600	457,400
74	291,500	331,700	377,700	431,200	
75	292,100	332,000	378,100	431,700	
76	292,700	332,200	378,400	432,300	
77	293,200	332,400	378,700	432,800	
78	293,700	332,700	379,200	433,300	
79	294,200	333,000	379,700	433,900	
80	294,700	333,200	380,100	434,600	
81	295,200	333,400	380,500	434,900	
82	295,600	333,700	380,900	435,500	

83	296,000	334,000	381,400	436,100
84	296,400	334,200	381,900	436,600
85	296,800	334,400	382,300	437,000
86	297,200	334,700	382,800	437,500
87	297,600	334,900	383,200	438,200
88	297,900	335,100	383,600	438,900
89	298,200	335,400	384,100	439,100
90	298,600	335,700	384,600	
91	299,000	335,900	385,100	
92	299,300	336,200	385,600	
93	299,600	336,400	385,900	
94	299,900	336,600	386,300	
95	300,200	336,900	386,600	
96	300,600	337,200	387,000	
97	300,900	337,400	387,500	
98	301,200	337,700	387,800	
99	301,500	337,900	388,300	
100	301,700	338,200	388,700	
101	301,900	338,400	389,300	
102	302,200	338,600		
103	302,500	338,800		
104	302,700	339,000		
105	302,900	339,400		
106	303,200	339,600		
107	303,500	339,800		
108	303,700	340,100		
109	303,900	340,400		
110	304,200	340,600		
111	304,500	340,900		
112	304,700	341,200		
113	304,900	341,400		
114	305,100			
115	305,400			
116	305,700			
117	305,900			
118	306,200			
119	306,500			
120	306,700			
121	306,900			
122	307,100			
123	307,300			
124	307,600			
125	307,900			
126	308,200			
127	308,400			

	128	308,600				
	129	308,900				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		216,200	239,000	272,500	307,400	320,200

備考

- この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 <u>次の各号に掲げる職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、その者の勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p><u>(1) 55歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）</u></p> <p><u>(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員</u></p> <p>8～11 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政9級職員等」という。）に対しては支給しない。</u></p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計</p>	<p>(昇給等の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 <u>55歳を超える職員に係る第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、その者の勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>8～11 略</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政9級職員等」という。）に対しては支給しない。</u></p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計</p>

の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 扶養親族たる父母等 1人につき6,500円
(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政8級職員等」という。)にあっては3,500円)
- (2) 前項第1号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 1人につき13,000円

4 略

第9条 新たに職員となった者に扶養親族(行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(行政9級職員等に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行政9級職員等に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、行政9級職員等から行政9級職員

の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略

3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 扶養親族たる配偶者、父母等 1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員(以下「行政8級職員等」という。)にあっては3,500円)
- (2) 前項第2号に掲げる扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 1人につき10,000円

4 略

第9条 新たに職員となった者に扶養親族(行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合(行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、行政9級職員等から行政9級職員

等以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政9級職員等以外の職員から行政9級職員等となった職員に扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族たる父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行政9級職員等が行政9級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政8級職員等が行政8級職員等及び行政9級職員等以外の職員となっ

等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政9級職員等以外の職員から行政9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行政9級職員等が行政9級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政8級職員等が行政8級職員等及び行政9級職員等以外の職

<p>た場合</p> <p>(5) <u>扶養親族たる父母等</u>で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政9級職員等以外のものが行政9級職員等となった場合</p> <p>(6) <u>扶養親族たる父母等</u>で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政8級職員等及び行政9級職員等以外のものが行政8級職員等となった場合</p> <p>(7) 略</p> <p>(地域手当)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 3級地 <u>100分の12</u></p> <p>(4) 4級地 <u>100分の8</u></p> <p>(5) 5級地 <u>100分の4</u></p> <p>3 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第9条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、<u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>が居住するための住宅(県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2・3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>	<p>員となった場合</p> <p>(5) <u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政9級職員等以外のものが行政9級職員等となった場合</p> <p>(6) <u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政8級職員等及び行政9級職員等以外のものが行政8級職員等となった場合</p> <p>(7) 略</p> <p>(地域手当)</p> <p>第9条の2 略</p> <p>2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 3級地 <u>100分の15</u></p> <p>(4) 4級地 <u>100分の12</u></p> <p>(5) 5級地 <u>100分の10</u></p> <p>(6) <u>6級地 100分の6</u></p> <p>(7) <u>7級地 100分の3</u></p> <p>3 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第9条の5 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第10条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2・3 略</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p>
---	---

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間
(通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として人事委員会規則で定める期間(自動車等及び駐車場に係る通勤手当にあっては、1月)をいう。以下この条において同じ。)につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃等相当額」という。)が15万円を超えるときは、支給単位期間につき、15万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が15万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第2号に掲げる職員(次号に掲げる職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)
- ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道4キロメートル未満である職員 1,700円
- イ 使用距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満である職員 2,800円
- ウ 使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である職員 3,900円
- エ 使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5,000円
- オ 使用距離が片道10キロメートル以上12キロメートル未満である職員 6,100円
- カ 使用距離が片道12キロメートル以上14キロメートル未満である職員 7,200円
- キ 使用距離が片道14キロメートル以上16キロメートル未満である職員 8,300円
- ク 使用距離が片道16キロメートル以上18キロメートル未満である職員 9,400円

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間
(通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として人事委員会規則で定める期間(自動車等及び駐車場に係る通勤手当にあっては、1月)をいう。以下この条において同じ。)につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第2号に掲げる職員(次号に掲げる職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)
- ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道4キロメートル未満である職員 1,600円
- イ 使用距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満である職員 2,700円
- ウ 使用距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満である職員 3,800円
- エ 使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,900円
- オ 使用距離が片道10キロメートル以上12キロメートル未満である職員 6,000円
- カ 使用距離が片道12キロメートル以上14キロメートル未満である職員 7,100円
- キ 使用距離が片道14キロメートル以上16キロメートル未満である職員 8,200円
- ク 使用距離が片道16キロメートル以上18キロメートル未満である職員 9,300円

- ケ 使用距離が片道18キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万500円
- コ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万2,500円
- サ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万5,400円
- シ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万8,300円
- ス 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万1,200円
- セ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万4,100円
- ソ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万7,000円
- タ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万9,900円
- チ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万2,800円
- ツ 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 3万5,700円
- テ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 3万8,600円
- ト 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 4万1,500円
- ナ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 4万4,400円
- ニ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 4万7,300円
- ヌ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 5万200円
- ネ 使用距離が片道90キロメートル以上である職員 5万3,100円

(3) 略

(4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額

- ケ 使用距離が片道18キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万400円
- コ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万2,300円
- サ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万5,000円
- シ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万7,700円
- ス 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万400円
- セ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万3,100円
- ソ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万5,800円
- タ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万8,500円
- チ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万1,200円
- ツ 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 3万3,900円
- テ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 3万6,600円
- ト 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 3万9,300円
- ナ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 4万2,000円
- ニ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 4万4,700円
- ヌ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 4万7,400円
- ネ 使用距離が片道90キロメートル以上である職員 5万100円

(3) 略

(4) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、第1号及び第2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は第2号に定める額

3 略

4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等の利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものには、前2項の規定による額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を通勤手当として支給する。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額は、15万円から第2項の規定による額を支給単位期間の月数で除して得た額を控除した額を上限とする。

(1) 通勤のため特別急行列車の利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号及び第6項第2号において同じ。）を負担することを常例とする職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額

(2) 通勤（公署を異にする異動若しくは在勤する公署の移転又は新たにこの条例の適用を受けることとなった職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）の当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤に限る。以下この号において「特定通勤」という。）のため高速自動車国道その他の交通機関等（特別急行列車を除く。以下「高速自動車国道等」という。）の利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下「高速自動車国道等特別料金等」という。）を負担することを常例とする職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の特定通勤に要する高速自動車国道等特別料金等に相当する額

3 略

4 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。）を負担することを常例とするものには、前2項の規定による額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を通勤手当として支給する。

(1) 通勤のため特別急行列車でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下この号及び第6項第2号において同じ。）を負担することを常例とする職員 人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の3分の2に相当する額

(2) 通勤（公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤に限る。以下この号において「特定通勤」という。）のため高速自動車国道その他の交通機関等（特別急行列車を除く。以下「高速自動車国道等」という。）で、その利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下「高速自動車国道等特別料金等」という。）を負担することを常例とする職員（公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった当該職員で人事委員会規則で定めるものに限る。） 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところによ

(3) 略

5 前項の規定は、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰した職員のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該復帰の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等を利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち第2項第2号の人事委員会規則で定める職員を除く。）のうち、通勤のため自動車等（原動機を用いるものに限る。以下この項において同じ。）を使用することを常例とする区間の全部又は一部において、任命権者が特に必要と認める日（以下この項において「特定日」という。）に、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担するものの自動

り算出したその者の支給単位期間の特定通勤に要する高速自動車国道等特別料金等の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の高速自動車国道等を利用するものとして当該高速自動車国道等特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の高速自動車国道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(3) 略

5 前項の規定は、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）、職員以外の地方公務員又はこれらに準ずる者として人事委員会規則で定める法人に使用されるもの（以下「国家公務員等」という。）であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、高速自動車国道等でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る高速自動車国道等特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

6 第1項第2号又は第3号に掲げる職員（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員のうち第2項第2号の人事委員会規則で定める職員を除く。）のうち、通勤のため自動車等（原動機を用いるものに限る。以下この項において同じ。）を使用することを常例とする区間の全部又は一部において、任命権者が特に必要と認める日（以下この項において「特定日」という。）に、通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担するものの自動

車等に係る通勤手当の額に係る第2項及び第4項の規定の適用については、第2項第2号に規定する額は、同号に定める額から第1号に掲げる額を減じ、第2号に掲げる額を加えた額とする。

(1) 次のア及びイに定める額を合計した額を7で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ア その者が常例として使用する自動車等の使用距離について第2項第2号に定める額

イ その者が常例として通勤のため利用する高速自動車国道等（その者が特定日において利用するものを除く。）の利用に係る高速自動車国道等特別料金等の額を支給単位期間の月数で除して得た額

(2) 次のア及びイに定める額を合計した額を7で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

ア その者が特定日において通勤のため利用してその運賃等を負担する交通機関等について人事委員会規則で定めるところにより算出した1月の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は当該額及びその者が特定日において通勤のため使用する自動車等の使用距離について第2項第2号に定める額の合計額

イ その者が特定日における通勤のため利用してその利用に係る特別料金等を負担する特別急行列車（その者が常例として利用するものを

車等に係る通勤手当の額は、第2項の規定にかかわらず、同項に定める額に第1号に掲げる額を加えた額（当該額が0円を下回るときは、当該額の絶対値に相当する額を差し引いた額）に第2号に掲げる額を加え、第3号に掲げる額を減じた額とする。

(1) その者が常例として使用する自動車等の使用距離について第2項第2号に定める額又は当該額及び常例として利用しその運賃等を負担する交通機関等に係る1月当たりの運賃等相当額の合計額（以下この項において「第2項常例額」という。）からアに掲げる額を控除した額にイに掲げる額を加えて得た額（当該得た額に1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、当該得た額が5万5,000円を超える場合にあっては5万5,000円とする。）から第2項常例額を差し引いて得た額

ア 第2項常例額（交通機関等が発行する通勤用定期乗車券及びそれに類するものに係るものを除く。）を7で除して得た額

イ その者が特定日において通勤のため利用してその運賃等を負担する交通機関等について人事委員会規則で定めるところにより算出した1月の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は当該額及びその者が特定日において通勤のため使用する自動車等の使用距離について第2項第2号に定める額の合計額を7で除して得た額

(2) その者が特定日における通勤のため利用してその利用に係る特別料金等を負担する特別急行列車（その者が常例として利用するものを除く。）について人事委員会規則で定めるところにより算出した1月の通勤に要する特別料金等の額の21分の2に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

除く。）について人事委員会規則で定めるところにより算出した1月の通勤に要する特別料金等の額

7～9 略

(単身赴任手当)

第10条の2 公署を異にする異動若しくは在勤する公署の移転又は新たにこの条例の適用を受けることとなった職員の当該適用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動若しくは公署の移転又は適用の直前の住居から当該異動若しくは公署の移転又は適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 略

3 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任

(3) その者が常例として通勤のため利用しその高速自動車国道等特別料金等を負担する高速自動車国道等（その者が特定日において利用するものを除く。）に係る1月当たりの特別料金等2分の1相当額（当該額が2万円を超えるときは、2万円）の7分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

7～9 略

(単身赴任手当)

第10条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 略

3 国家公務員等であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任

<p>手当を支給する。</p> <p>4 略</p> <p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第11条の9 略</p> <p>2 <u>国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)</u>、<u>職員以外の地方公務員又はこれらに準ずる者として人事委員会規則で定める法人に使用されるものであった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となつて準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)</u>、新たに準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその準特地公署に該当することとなつた日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものの他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の<u>午後10時から翌日の午前5時までの間</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3・4 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表</p>	<p>手当を支給する。</p> <p>4 略</p> <p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第11条の9 略</p> <p>2 <u>国家公務員等</u>であつた者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となつて準特地公署に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転した職員(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)、新たに準特地公署に該当することとなつた公署に在勤する職員でその準特地公署に該当することとなつた日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものの他前項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第16条の3 略</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の<u>午前0時から午前5時までの間</u>であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3・4 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。))にあつては、<u>6月に支給する場合において</u></p>
--	---

に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3～5 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第16条の11 定年前再任用短時間勤務職員については第4条第3項から第10項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3、第11条の4、第11条の5及び第16条の9の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員については第4条第3項から第10項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第11条の4、第11条の5、第11条の9及び第16条の9の規定は、それぞれ適用しない。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の17 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合

は100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3～5 略

(勤勉手当)

第16条の7 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の97.5（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の117.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 略

(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)

第16条の11 第4条第3項から第10項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第11条の4、第11条の5、第11条の9及び第16条の9の規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

(第1号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の17 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合

において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の110.5を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

（第1号会計年度任用職員の勤勉手当）

第16条の18 略

2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額」とあるのは「第1号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の82を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で

において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の108、12月に支給する場合においては100分の113を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

（第1号会計年度任用職員の勤勉手当）

第16条の18 略

2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の97.5（特定幹部職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の117.5）を乗じて得た額」とあるのは「第1号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の77、12月に支給する場合においては100分の87を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対す

定める額」と読み替えるものとする。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の20 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に100分の110.5を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の21 略

2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分

る地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において第1号会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額として人事委員会規則で定める額」と読み替えるものとする。

(第2号会計年度任用職員の期末手当)

第16条の20 略

2 前項の期末手当の支給については、第16条の4から第16条の6までの規定を準用する。この場合において、第16条の4第2項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額）に」とあるのは「期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の108、12月に支給する場合には100分の113を乗じて得た額に」と、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。

(第2号会計年度任用職員の勤勉手当)

第16条の21 略

2 前項の勤勉手当の支給については、第16条の7の規定を準用する。この場合において、第16条の7第2項中「職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の87.5、

<p>の112.5) を乗じて得た額」とあるのは「第2号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に100分の82を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。</p>	<p>12月に支給する場合においては100分の97.5（特定幹部職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の107.5、12月に支給する場合においては100分の117.5) を乗じて得た額」とあるのは「第2号会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の77、12月に支給する場合においては100分の87を乗じて得た額」と、同条第3項中「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「基準日現在（退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と読み替えるものとする。</p>
---	--

第4条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	183,800	230,300	265,700	299,200	321,800	355,700	408,900	459,000	511,000
短時間	2	184,900	231,800	266,700	300,800	323,600	357,400	410,800	464,500	517,900
勤務職	3	186,100	233,300	267,700	302,300	325,400	359,000	412,700	469,500	523,100
員以外	4	187,200	234,900	268,700	303,700	327,100	360,600	414,500	474,200	527,400
の職員	5	188,300	236,400	269,700	305,100	328,800	362,200	416,300	478,200	530,900
	6	190,000	237,900	270,700	306,200	330,500	364,000	418,100	481,700	534,200
	7	191,600	239,400	271,700	307,200	332,200	365,500	419,900	484,700	537,200
	8	193,200	240,900	272,700	308,400	333,900	367,100	421,700	487,200	539,700
	9	194,800	242,400	273,700	309,600	335,500	368,600	423,300	489,200	541,700
	10	196,500	243,800	274,700	311,200	337,200	370,200	424,800		
	11	198,100	245,200	275,700	312,800	338,900	371,800	426,300		
	12	199,700	246,600	276,800	314,400	340,500	373,300	427,800		
	13	201,300	247,800	277,800	315,900	342,000	375,200	429,300		
	14	203,000	249,000	279,100	317,500	343,600	377,100	430,600		
	15	204,700	250,200	280,400	319,100	345,200	379,000	431,900		
	16	206,400	251,400	281,600	320,700	346,700	380,800	433,100		
	17	207,700	252,500	282,900	322,200	348,100	382,300	434,400		
	18	209,300	253,600	284,200	323,900	349,800	384,100	435,700		
	19	210,900	254,700	285,400	325,500	351,400	385,800	437,000		
	20	212,400	255,800	286,600	327,100	353,000	387,400	438,200		

21	213,900	256,800	287,700	328,500	354,200	389,100	439,400
22	215,500	257,800	288,900	330,200	355,700	390,500	440,200
23	217,100	258,800	290,200	331,900	357,200	391,900	441,000
24	218,700	259,800	291,500	333,500	358,700	393,300	441,800
25	220,300	260,800	292,800	334,700	360,400	394,700	442,400
26	222,000	261,700	293,800	336,600	362,200	395,900	443,000
27	223,300	262,600	294,800	338,300	363,900	397,100	443,600
28	224,600	263,500	295,900	339,900	365,600	398,100	444,200
29	225,900	264,300	297,000	341,400	367,000	399,200	444,900
30	227,000	265,100	298,200	343,000	368,400	400,400	445,700
31	228,100	265,900	299,300	344,600	369,600	401,500	446,100
32	229,200	266,700	300,600	346,200	371,000	402,600	446,800
33	230,300	267,400	301,800	347,900	372,100	403,300	447,300
34	231,400	268,200	303,100	349,700	373,000	404,000	447,700
35	232,500	269,000	304,400	351,500	374,000	404,700	448,100
36	233,600	269,700	305,700	353,300	375,100	405,400	448,500
37	234,800	270,400	307,000	354,800	375,900	406,000	448,900
38	235,800	271,200	308,300	356,200	376,800	406,600	
39	236,800	272,000	309,600	357,600	377,700	407,100	
40	237,700	272,700	310,900	359,000	378,500	407,500	
41	238,600	273,400	312,200	360,500	379,300	407,900	
42	239,500	274,200	313,500	361,300	380,100	408,100	
43	240,300	275,000	314,800	362,300	380,900	408,400	
44	241,100	275,700	315,900	363,300	381,600	408,700	
45	241,800	276,400	316,800	364,200	382,300	409,000	
46	242,400	277,100	318,100	365,300	383,000	409,300	
47	243,000	277,800	319,400	366,200	383,700	409,600	
48	243,600	278,500	320,700	367,300	384,400	409,900	
49	244,200	279,200	321,900	368,200	384,900	410,100	
50	244,800	279,900	323,200	368,900	385,500	410,400	
51	245,400	280,600	324,400	369,600	386,100	410,700	
52	245,900	281,300	325,600	370,200	386,800	411,000	
53	246,400	281,900	326,900	370,600	387,200	411,200	
54	246,800	282,600	328,000	371,200	387,800	411,500	
55	247,100	283,200	329,100	371,900	388,400	411,800	
56	247,400	283,900	330,200	372,600	388,900	412,100	
57	247,700	284,500	330,900	372,900	389,300	412,300	
58	248,000	285,200	331,800	373,600	389,900	412,600	
59	248,300	285,800	332,500	374,300	390,500	412,900	
60	248,600	286,500	333,300	374,900	391,000	413,100	
61	248,900	287,100	334,100	375,200	391,400	413,300	
62	249,200	287,800	334,500	375,700	391,900	413,600	
63	249,500	288,400	335,100	376,300	392,400	413,900	
64	249,800	288,900	335,800	376,900	393,000	414,100	
65	250,100	289,400	336,600	377,200	393,300	414,300	

66	250,400	290,000	337,300	377,800	393,700	414,600
67	250,700	290,500	338,000	378,500	394,100	414,900
68	251,000	291,100	338,600	379,100	394,500	415,100
69	251,300	291,600	339,100	379,500	394,800	415,300
70	251,600	292,100	339,700	380,000	395,100	
71	251,900	292,700	340,200	380,600	395,400	
72	252,200	293,300	340,800	381,100	395,600	
73	252,500	293,800	341,100	381,600	395,800	
74	252,800	294,300	341,600	382,200	396,100	
75	253,100	294,700	342,000	382,700	396,400	
76	253,400	295,000	342,400	383,000	396,600	
77	253,700	295,200	342,800	383,400	396,800	
78	254,000	295,500	343,300	383,900	397,100	
79	254,300	295,700	343,800	384,300	397,400	
80	254,600	296,000	344,300	384,700	397,600	
81	254,900	296,200	344,600	385,100	397,800	
82	255,200	296,400	345,000	385,600	398,100	
83	255,500	296,700	345,400	386,000	398,400	
84	255,800	296,900	345,800	386,400	398,600	
85	256,100	297,200	346,100	386,700	398,800	
86	256,400	297,500	346,500			
87	256,700	297,800	346,900			
88	257,000	298,100	347,300			
89	257,300	298,400	347,500			
90	257,600	298,700	347,900			
91	257,900	299,000	348,300			
92	258,200	299,400	348,700			
93	258,500	299,600	348,900			
94		299,800	349,300			
95		300,100	349,700			
96		300,600	350,000			
97		300,800	350,300			
98		301,100	350,700			
99		301,500	351,100			
100		301,900	351,500			
101		302,100	352,000			
102		302,400	352,400			
103		302,700	352,800			
104		303,000	353,200			
105		303,200	353,700			
106		303,500	354,100			
107		303,800	354,400			
108		304,100	354,700			
109		304,300	355,200			
110		304,700	355,600			

	111		305,100	355,900						
	112		305,400	356,200						
	113		305,600	356,700						
	114		305,800							
	115		306,100							
	116		306,500							
	117		306,700							
	118		306,900							
	119		307,200							
	120		307,500							
	121		307,900							
	122		308,100							
	123		308,400							
	124		308,700							
	125		309,000							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		181,000	216,300	249,700	270,700	279,200	290,700	314,200	342,400	379,200

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,900	232,900	255,900	295,800	332,400	353,800	384,700	420,900	466,700
	2	214,300	235,200	257,900	296,800	333,900	355,500	386,400	422,500	472,900
	3	216,700	237,400	260,100	297,800	335,400	357,200	388,100	424,100	477,900
	4	219,100	239,600	262,300	298,700	336,900	358,800	389,800	425,600	482,200
	5	221,500	241,800	264,400	299,300	338,400	360,400	391,300	427,100	486,200
	6	223,900	243,800	265,700	300,000	339,800	362,100	392,900	428,700	489,700
	7	226,300	245,800	267,000	300,800	341,100	363,700	394,500	430,100	492,700
	8	228,500	247,600	268,300	301,500	342,400	365,300	396,100	431,500	495,200
	9	230,700	249,400	269,600	302,200	343,700	366,900	397,700	432,600	497,400
	10	232,800	251,100	270,900	302,900	345,300	368,600	399,300	434,100	
	11	235,000	252,800	272,200	303,600	346,900	370,200	400,900	435,600	
	12	237,000	254,200	273,500	304,200	348,500	371,800	402,500	437,100	
	13	239,000	255,600	274,800	304,900	350,000	373,400	404,000	438,400	
	14	241,000	257,400	276,000	305,700	351,600	375,000	406,000	440,100	
	15	243,000	258,800	277,100	306,400	353,200	376,600	408,000	441,700	
	16	244,600	260,300	278,600	307,200	354,700	378,200	410,000	443,300	

17	246,200	261,800	279,900	307,900	356,200	379,800	411,500	444,700
18	247,700	263,000	281,200	308,700	357,800	381,400	413,200	446,400
19	249,200	264,200	282,500	309,700	359,400	383,000	414,800	448,100
20	250,700	265,300	283,700	310,600	360,900	384,600	416,500	449,700
21	252,200	266,600	284,900	311,500	362,400	386,200	418,100	451,100
22	253,800	267,800	285,500	312,800	364,000	387,800	419,600	451,800
23	255,300	269,100	286,100	314,100	365,600	389,500	421,100	452,500
24	256,800	270,400	286,700	315,400	367,300	391,200	422,500	453,200
25	258,300	271,800	287,200	316,700	368,700	392,900	423,700	453,600
26	259,500	273,200	287,800	318,200	370,400	394,900	425,200	454,100
27	260,700	274,500	288,400	319,500	372,100	396,800	426,700	454,700
28	261,900	275,800	288,900	320,600	373,700	398,700	428,100	455,300
29	263,100	276,800	289,400	321,600	375,300	400,400	429,600	455,900
30	264,400	278,100	290,000	322,800	376,900	401,800	430,900	456,600
31	265,700	279,400	290,500	324,000	378,500	403,000	432,100	457,100
32	267,000	280,600	291,000	325,100	380,200	404,300	433,300	457,600
33	268,300	281,800	291,500	326,200	381,900	405,300	434,400	458,100
34	269,800	282,400	292,100	327,400	383,900	406,400	435,100	458,400
35	271,100	283,000	292,600	328,600	385,900	407,400	435,900	458,700
36	272,500	283,600	293,100	329,700	387,900	408,400	436,600	459,100
37	273,500	284,100	293,600	330,800	389,600	409,500	437,100	459,500
38	274,800	284,700	294,200	332,000	391,300	410,700	437,500	459,700
39	276,100	285,300	294,800	333,200	392,800	411,800	437,900	460,000
40	277,300	285,900	295,400	334,400	394,300	412,900	438,200	460,200
41	278,500	286,400	296,100	335,600	395,500	414,100	438,500	460,600
42	279,100	287,000	296,800	336,800	396,500	414,900	438,800	
43	279,700	287,600	297,500	338,000	397,500	415,700	439,100	
44	280,300	288,100	298,200	339,200	398,500	416,300	439,400	
45	280,700	288,600	298,800	340,400	399,600	416,800	439,600	
46	281,300	289,100	299,700	341,700	400,700	417,500	439,900	
47	281,800	289,600	300,600	342,900	401,800	418,200	440,200	
48	282,300	290,100	301,400	344,100	402,900	418,800	440,500	
49	282,800	290,700	302,200	345,300	404,200	419,500	440,800	
50	283,400	291,200	303,300	346,700	405,000	419,900	441,100	
51	283,900	291,800	304,400	348,000	405,800	420,500	441,400	
52	284,400	292,400	305,400	349,300	406,400	421,100	441,700	
53	284,900	293,000	306,400	350,200	406,900	421,500	441,900	
54	285,500	293,700	307,500	351,500	407,600	421,900	442,200	
55	286,000	294,400	308,500	352,700	408,300	422,400	442,500	
56	286,500	295,100	309,600	353,900	409,000	422,900	442,800	
57	287,000	295,700	310,600	355,100	409,300	423,400	443,000	
58	287,500	296,600	311,700	356,500	410,000	424,000	443,300	
59	288,000	297,400	312,800	357,900	410,700	424,400	443,600	
60	288,500	298,200	313,900	359,300	411,200	424,800	443,800	
61	289,000	299,000	314,900	360,600	411,600	425,200	444,000	

62	289,500	299,900	316,000	362,100	412,000	425,500	444,300
63	290,000	300,900	317,100	363,600	412,500	425,800	444,600
64	290,500	301,800	318,200	365,000	413,000	426,100	444,900
65	291,000	302,600	319,200	366,200	413,500	426,400	445,100
66	291,500	303,500	320,300	367,700	413,900	426,700	445,400
67	292,000	304,300	321,400	369,000	414,400	427,000	445,700
68	292,500	305,100	322,500	370,400	414,900	427,200	446,000
69	293,000	306,000	323,500	371,500	415,400	427,400	446,200
70	293,500	306,900	324,700	372,700	415,900	427,700	
71	294,000	307,800	325,900	373,900	416,500	428,000	
72	294,500	308,700	327,100	375,100	417,000	428,200	
73	295,000	309,500	327,800	376,400	417,400	428,400	
74	295,600	310,400	329,100	377,600	418,000	428,700	
75	296,200	311,300	330,400	378,800	418,500	429,000	
76	296,700	312,100	331,700	379,900	418,700	429,200	
77	297,200	312,800	333,000	381,000	419,000	429,400	
78	297,800	313,700	334,400	382,200		429,700	
79	298,400	314,600	335,800	383,300		430,000	
80	299,000	315,600	337,200	384,500		430,200	
81	299,600	316,500	338,500	385,600		430,400	
82	300,300	317,600	340,100	386,200		430,700	
83	301,100	318,600	341,600	386,700		431,000	
84	301,700	319,600	343,100	387,200		431,200	
85	302,300	320,500	344,500	387,800		431,400	
86	303,000	321,500	346,000	388,400			
87	303,700	322,500	347,500	389,000			
88	304,400	323,500	348,900	389,600			
89	305,100	324,500	350,200	389,900			
90	305,900	325,800	351,400	390,400			
91	306,700	327,000	352,600	390,900			
92	307,400	328,200	353,900	391,400			
93	307,900	329,400	355,200	391,800			
94	308,800	330,700	356,700	392,200			
95	309,700	331,900	358,200	392,700			
96	310,500	333,100	359,600	393,200			
97	311,300	334,300	360,900	393,600			
98	312,300	335,600	362,100	394,100			
99	313,200	336,800	363,200	394,600			
100	314,100	338,000	364,400	395,100			
101	315,000	339,400	365,500	395,400			
102	316,000	340,300	366,600	395,800			
103	317,000	341,300	367,800	396,300			
104	317,900	342,400	368,900	396,600			
105	318,700	343,500	370,100	396,900			
106	319,300	344,600	370,600	397,400			

	107	319,900	345,600	371,200	397,900					
	108	320,500	346,600	371,800	398,400					
	109	321,000	347,800	372,400	398,700					
	110	321,500	348,800	372,900	399,200					
	111	321,900	349,800	373,300	399,700					
	112	322,400	350,700	373,800	400,200					
	113	323,200	351,600	374,200	400,500					
	114	323,900	352,500	374,600	401,000					
	115	324,600	353,500	375,100	401,500					
	116	325,200	354,500	375,600	402,000					
	117	325,800	355,500	376,000	402,400					
	118	326,500	355,900	376,500	402,900					
	119	327,200	356,500	377,100	403,300					
	120	328,000	357,100	377,600	403,800					
	121	328,600	357,400	377,800	404,200					
	122	328,900	357,800	378,300						
	123	329,400	358,200	378,800						
	124	329,900	358,600	379,200						
	125	330,200	359,000	379,700						
	126		359,400	380,200						
	127		359,800	380,700						
	128		360,200	381,200						
	129		360,600	381,500						
	130		361,000	382,000						
	131		361,400	382,500						
	132		361,800	383,000						
	133		362,000	383,300						
	134		362,500	383,800						
	135		362,900	384,200						
	136		363,200	384,600						
	137		363,500	384,900						
	138		363,900	385,400						
	139		364,400	385,900						
	140		364,900	386,400						
	141		365,200	386,700						
	142		365,700	387,200						
	143		366,200	387,700						
	144		366,700	388,200						
	145		367,000	388,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		231,100	256,900	272,000	282,900	293,300	302,000	312,300	322,400	348,200

備考

1 この表は、警察官に適用する。

2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	200,200	246,700	320,200	377,400	452,600
短時間	2	202,500	248,200	322,000	378,900	454,400
勤務職	3	204,800	249,600	323,800	380,300	456,200
員以外	4	207,000	251,000	325,500	381,700	458,000
の職員	5	209,200	252,400	327,100	383,100	459,600
	6	211,500	253,600	329,000	384,600	461,300
	7	213,700	254,800	330,900	386,100	463,200
	8	215,900	256,000	332,800	387,500	464,900
	9	218,100	257,400	334,600	388,800	466,600
	10	220,300	258,600	336,600	390,300	468,200
	11	222,500	259,900	338,400	391,800	469,700
	12	224,700	261,200	340,200	393,300	471,200
	13	226,900	262,500	341,900	394,700	472,700
	14	229,000	264,400	343,600	396,200	474,000
	15	231,100	266,200	345,200	397,700	475,300
	16	233,200	268,000	346,800	399,200	476,600
	17	235,400	269,700	348,400	400,600	477,800
	18	237,200	271,900	349,700	402,200	478,500
	19	238,900	274,100	350,900	403,800	479,200
	20	240,600	276,300	352,100	405,300	479,900
	21	242,300	278,500	353,400	406,500	480,500
	22	243,600	280,700	355,000	407,900	481,200
	23	244,900	282,900	356,600	409,300	481,900
	24	246,200	285,000	358,100	410,600	482,600
	25	247,400	287,000	359,600	412,200	483,200
	26	248,600	288,900	361,200	413,600	483,900
	27	249,800	290,800	362,800	414,900	484,600
	28	251,000	292,600	364,300	416,300	485,300
	29	252,100	294,400	365,800	417,700	485,900
	30	253,300	296,300	367,500	419,000	486,600
	31	254,500	298,100	369,100	420,500	487,300
	32	255,700	299,800	370,600	422,000	488,000
	33	256,800	301,600	372,100	423,600	488,600
	34	258,100	303,400	373,700	425,000	
	35	259,400	305,100	375,300	426,600	
	36	260,700	306,700	376,800	428,100	
	37	262,100	308,300	378,300	429,800	

38	263,500	310,000	379,800	431,300
39	264,800	311,800	381,300	432,900
40	266,100	313,500	382,700	434,600
41	267,400	314,800	384,100	436,100
42	268,400	316,700	385,600	437,600
43	269,400	318,500	387,000	438,800
44	270,300	320,200	388,400	440,000
45	271,000	321,900	389,900	441,200
46	271,800	323,800	391,500	442,500
47	272,600	325,500	393,100	443,700
48	273,400	327,200	394,500	444,900
49	274,200	328,900	395,700	446,000
50	275,000	330,700	397,100	447,200
51	275,700	332,500	398,500	448,400
52	276,500	334,200	399,800	449,600
53	277,300	335,900	401,000	450,800
54	278,100	337,200	402,200	452,000
55	278,900	338,500	403,500	453,200
56	279,700	339,800	404,800	454,400
57	280,400	341,300	406,100	455,500
58	281,000	342,900	407,400	456,100
59	281,800	344,400	408,800	456,600
60	282,700	346,000	410,000	457,100
61	283,500	347,500	411,200	457,600
62	284,100	349,100	412,600	458,200
63	284,900	350,700	414,000	458,700
64	285,600	352,200	415,300	459,200
65	286,600	353,700	416,500	459,700
66	287,400	355,300	417,700	460,300
67	288,200	356,900	419,000	460,800
68	288,900	358,400	420,400	461,300
69	289,600	359,900	421,700	461,800
70	290,400	361,500	422,900	462,400
71	291,200	363,100	423,900	462,900
72	291,900	364,600	425,100	463,400
73	292,600	366,100	426,300	463,900
74	293,300	367,800	427,400	
75	294,000	369,400	428,600	
76	294,600	370,900	429,600	
77	295,200	372,400	430,700	
78	295,900	373,800	431,700	
79	296,600	375,200	432,700	
80	297,200	376,500	433,700	
81	297,800	377,800	434,700	
82	298,500	379,200	435,500	

83	299,200	380,600	436,300
84	299,900	381,900	437,100
85	300,700	383,000	437,800
86	301,500	384,400	438,200
87	302,200	385,700	438,600
88	302,900	387,000	439,000
89	303,600	388,200	439,400
90	304,500	389,500	439,700
91	305,300	390,600	440,000
92	306,100	391,800	440,200
93	306,600	393,000	440,500
94	307,400	394,100	440,800
95	308,200	395,300	441,100
96	309,000	396,500	441,300
97	309,700	397,900	441,500
98	310,500	398,900	
99	311,300	399,900	
100	312,000	400,900	
101	312,800	401,800	
102	313,700	402,800	
103	314,600	403,900	
104	315,400	405,000	
105	316,000	405,700	
106	316,800	406,600	
107	317,600	407,500	
108	318,400	408,400	
109	319,100	409,200	
110	319,500	410,000	
111	319,900	410,800	
112	320,400	411,600	
113	320,900	412,200	
114	321,300	412,900	
115	321,800	413,600	
116	322,200	414,300	
117	322,700	414,900	
118	323,200	415,400	
119	323,600	415,800	
120	324,100	416,100	
121	324,600	416,400	
122	325,000	416,700	
123	325,500	417,000	
124	326,000	417,200	
125	326,600	417,400	
126	326,900	417,700	
127	327,200	418,000	

	128	327,500	418,200			
	129	327,700	418,400			
	130	328,000	418,700			
	131	328,300	419,000			
	132	328,500	419,200			
	133	328,700	419,400			
	134	328,900	419,700			
	135	329,100	420,000			
	136	329,400	420,200			
	137	329,700	420,400			
	138	329,900				
	139	330,200				
	140	330,500				
	141	330,700				
	142	330,900				
	143	331,200				
	144	331,400				
	145	331,700				
	146	331,900				
	147	332,200				
	148	332,500				
	149	332,700				
	150	332,900				
	151	333,200				
	152	333,500				
	153	333,700				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		233,600	294,300	309,100	324,700	342,000

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額欄の適用については、同欄に定める額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。
- この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「7,700円をそれぞれ加算した額」とあるのは「5,400円を加算した額」と読み替えるものとする。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用	1	円 200,200	円 221,000	円 320,200	円 349,200	円 436,400

短時間	2	202,500	223,400	322,000	350,700	437,700
勤務職	3	204,800	225,800	323,800	352,200	438,900
員以外	4	207,000	228,200	325,500	353,700	440,200
の職員	5	209,200	230,600	327,100	355,100	441,300
	6	211,500	233,000	329,000	356,500	442,400
	7	213,700	235,500	330,900	357,900	443,600
	8	215,900	237,900	332,800	359,300	444,800
	9	218,100	240,300	334,600	360,700	446,100
	10	220,300	241,900	336,600	362,000	447,300
	11	222,500	243,500	338,400	363,300	448,300
	12	224,700	245,100	340,200	364,600	449,400
	13	226,900	246,700	341,900	365,800	450,600
	14	229,000	248,200	343,600	367,100	451,400
	15	231,100	249,600	345,200	368,400	452,200
	16	233,200	251,000	346,800	369,600	453,100
	17	235,400	252,400	348,400	370,800	454,000
	18	237,200	253,600	349,700	372,000	454,500
	19	238,900	254,800	350,900	373,200	455,000
	20	240,600	256,000	352,100	374,300	455,500
	21	242,300	257,400	353,400	375,400	456,000
	22	243,600	258,600	354,800	376,600	456,500
	23	244,900	259,900	356,200	377,800	457,000
	24	246,200	261,200	357,500	378,900	457,500
	25	247,400	262,500	358,800	380,000	458,000
	26	248,500	264,400	360,200	381,200	458,500
	27	249,600	266,200	361,600	382,400	459,000
	28	250,700	268,000	362,900	383,500	459,500
	29	251,900	269,700	364,200	384,600	460,000
	30	253,200	271,900	365,600	385,800	460,500
	31	254,400	274,100	366,900	387,000	461,000
	32	255,600	276,300	368,300	388,100	461,500
	33	256,700	278,500	369,600	389,200	462,000
	34	257,900	280,700	370,800	390,400	
	35	259,100	282,900	372,000	391,600	
	36	260,300	285,000	373,200	392,800	
	37	261,500	287,000	374,400	394,000	
	38	262,700	288,900	375,600	395,300	
	39	263,900	290,800	376,800	396,500	
	40	265,100	292,600	378,000	397,700	
	41	266,300	294,400	379,100	398,900	
	42	267,400	296,300	380,300	400,200	
	43	268,500	298,100	381,500	401,200	
	44	269,600	299,800	382,700	402,300	
	45	270,600	301,600	383,800	403,500	
	46	271,400	303,400	385,100	404,700	

47	272,200	305,100	386,400	405,900
48	273,000	306,700	387,600	407,100
49	273,700	308,300	388,500	408,200
50	274,500	310,000	389,700	409,200
51	275,200	311,800	390,700	410,500
52	275,900	313,500	391,800	411,700
53	276,700	314,800	392,600	412,900
54	277,500	316,700	393,700	414,000
55	278,300	318,500	394,700	415,100
56	279,000	320,200	395,700	416,200
57	279,700	321,900	396,800	417,200
58	280,500	323,800	397,800	418,400
59	281,300	325,500	398,900	419,600
60	282,000	327,200	400,000	420,800
61	282,600	328,900	401,000	421,400
62	283,300	330,700	402,100	422,200
63	284,000	332,500	403,200	422,900
64	284,600	334,200	404,200	423,400
65	285,300	335,900	405,100	423,700
66	286,000	337,200	406,000	424,000
67	286,700	338,500	407,000	424,400
68	287,400	339,800	408,000	424,800
69	288,100	341,300	408,800	425,100
70	288,900	342,800	409,600	425,500
71	289,600	344,300	410,300	425,800
72	290,300	345,800	411,100	426,100
73	290,800	347,200	411,800	426,400
74	291,500	348,700	412,400	426,800
75	292,200	350,200	413,100	427,100
76	292,800	351,700	413,800	427,400
77	293,400	353,100	414,400	427,700
78	294,100	354,600	415,100	428,000
79	294,700	356,100	415,600	428,300
80	295,300	357,600	416,200	428,500
81	295,900	359,000	416,600	428,700
82	296,500	360,300	417,000	429,000
83	297,100	361,600	417,300	429,300
84	297,700	362,800	417,600	429,500
85	298,200	364,000	417,800	429,700
86	298,700	365,200	418,100	430,000
87	299,200	366,400	418,400	430,300
88	299,700	367,600	418,600	430,500
89	300,100	368,700	418,800	430,700
90	300,800	369,800	419,100	431,000
91	301,300	370,900	419,400	431,300

92	301,800	372,000	419,600	431,500
93	302,100	373,100	419,800	431,700
94	302,600	374,300	420,100	
95	303,100	375,400	420,400	
96	303,500	376,500	420,600	
97	303,900	377,500	420,800	
98	304,400	378,500		
99	304,900	379,400		
100	305,300	380,300		
101	305,700	381,100		
102	306,100	382,100		
103	306,500	383,000		
104	306,800	383,900		
105	307,000	384,700		
106	307,300	385,600		
107	307,600	386,500		
108	307,800	387,400		
109	308,000	388,200		
110	308,200	389,200		
111	308,500	390,100		
112	308,800	391,000		
113	309,000	391,600		
114	309,200	392,500		
115	309,400	393,400		
116	309,700	394,300		
117	310,000	395,100		
118	310,200	395,800		
119	310,500	396,600		
120	310,800	397,400		
121	311,000	398,000		
122	311,200	398,700		
123	311,400	399,400		
124	311,700	400,000		
125	312,000	400,600		
126		401,300		
127		401,800		
128		402,400		
129		403,000		
130		403,600		
131		404,100		
132		404,600		
133		404,900		
134		405,200		
135		405,500		
136		405,800		

	137		406,100			
	138		406,400			
	139		406,700			
	140		407,000			
	141		407,300			
	142		407,600			
	143		407,900			
	144		408,200			
	145		408,400			
	146		408,700			
	147		409,000			
	148		409,200			
	149		409,400			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		218,400	286,600	294,600	302,200	323,400

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものに対する給料月額欄の適用については、同欄に定める額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。
- この表の定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、「給料月額」とあるのは「基準給料月額」と、「7,500円をそれぞれ加算した額」とあるのは「5,200円を加算した額」と読み替えるものとする。

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	184,200	234,300	326,600	376,600	447,200
	2	185,300	238,600	328,600	378,000	457,100
	3	186,500	241,300	330,600	379,400	466,500
	4	187,600	244,000	332,600	380,800	476,400
	5	188,700	246,600	334,400	382,200	486,000
	6	190,800	248,200	336,400	383,600	495,800
	7	192,900	249,700	338,300	385,000	504,800
	8	195,000	251,200	340,200	386,400	512,700
	9	197,100	252,700	342,000	387,800	520,500
	10	199,100	254,800	343,600	389,300	527,600
	11	201,100	256,900	345,200	390,700	532,900
	12	203,100	258,900	346,800	392,100	537,400
	13	205,100	260,900	348,400	393,500	540,400
	14	207,000	263,200	349,400	395,000	542,400

15	208,900	265,500	350,400	396,500
16	210,700	267,700	351,400	398,000
17	212,400	269,900	352,500	399,500
18	214,200	272,300	353,800	401,100
19	216,000	274,700	355,000	402,700
20	217,800	277,100	356,200	404,400
21	219,600	279,400	357,400	405,600
22	221,400	281,500	358,500	407,000
23	223,100	283,600	359,600	408,400
24	224,800	285,600	360,700	409,700
25	226,500	287,600	361,800	411,000
26	228,600	289,500	362,800	412,300
27	230,500	291,400	363,800	413,800
28	232,400	293,300	364,800	415,300
29	234,400	295,200	365,700	416,500
30	235,500	296,700	366,600	417,700
31	236,600	298,200	367,500	419,300
32	237,700	299,700	368,300	420,800
33	239,100	301,300	369,000	422,100
34	240,600	302,800	369,800	423,500
35	242,100	304,300	370,600	424,900
36	243,600	305,700	371,400	426,300
37	245,100	307,100	372,200	427,700
38	246,700	308,000	373,000	429,100
39	248,300	308,900	373,800	430,500
40	249,900	309,800	374,600	431,900
41	251,500	310,600	375,400	433,000
42	253,000	311,100	376,700	434,400
43	254,500	311,600	378,000	435,800
44	256,000	312,100	379,200	437,100
45	257,500	312,600	379,900	437,900
46	258,800	313,100	381,700	438,700
47	260,000	313,600	383,100	439,600
48	261,200	314,100	384,500	440,500
49	262,400	314,500	385,800	441,300
50	263,500	315,500	386,500	442,100
51	264,600	316,400	387,300	442,700
52	265,700	317,300	388,100	443,500
53	266,800	318,100	388,700	443,900
54	267,900	318,900	390,200	444,500
55	268,900	319,700	391,500	445,000
56	269,900	320,900	392,900	445,500
57	270,900	322,000	393,600	446,000
58	271,600	323,200	394,300	446,600
59	272,200	324,300	394,900	447,100

60	272,800	325,500	395,500	447,600
61	273,400	326,600	396,200	448,100
62	274,000	328,000	396,900	448,700
63	274,600	329,400	397,400	449,200
64	275,200	330,800	398,000	449,700
65	275,800	332,200	398,600	450,200
66	276,400	334,300	399,100	
67	277,000	335,700	399,700	
68	277,600	336,100	400,300	
69	278,200	336,400	400,800	
70	278,900	336,900	401,300	
71	279,600	337,300	401,800	
72	280,300	337,700	402,300	
73	280,900	338,000	403,000	
74	281,600	338,400	403,400	
75	282,300	338,800	403,900	
76	283,000	339,200	404,500	
77	283,600	339,700	405,200	
78	284,300	340,200	405,500	
79	285,000	340,700	406,000	
80	285,600	341,200	406,600	
81	286,200	341,700	407,300	
82	286,900	342,200	407,600	
83	287,600	342,700	408,100	
84	288,200	343,200	408,700	
85	288,800	343,600	409,400	
86	289,500	344,000	409,700	
87	290,200	344,500	409,900	
88	290,800	344,900	410,200	
89	291,400	345,400	410,600	
90	292,100	345,800	410,900	
91	292,800	346,200	411,000	
92	293,400	346,600	411,200	
93	294,000	347,100	411,500	
94	294,700	347,500		
95	295,300	347,900		
96	295,900	348,300		
97	296,200	348,800		
98	296,800	349,200		
99	297,400	349,600		
100	297,900	350,000		
101	298,400	350,400		
102	298,800	350,600		
103	299,200	350,800		
104	299,600	351,000		

105	300,000	351,200
106	300,600	351,400
107	301,100	351,600
108	301,400	351,800
109	301,600	352,000
110	302,000	352,200
111	302,300	352,400
112	302,500	352,600
113	302,800	352,800
114	303,100	353,000
115	303,400	353,200
116	303,700	353,400
117	304,000	353,600
118	304,300	353,800
119	304,500	354,000
120	304,800	354,200
121	305,100	354,400
122	305,300	
123	305,500	
124	305,600	
125	305,700	
126	305,900	
127	306,100	
128	306,200	
129	306,300	
130	306,500	
131	306,700	
132	306,800	
133	306,900	
134	307,100	
135	307,300	
136	307,400	
137	307,500	
138	307,700	
139	307,900	
140	308,000	
141	308,100	
142	308,300	
143	308,500	
144	308,600	
145	308,700	
146	308,900	
147	309,100	
148	309,200	
149	309,300	

	150	309,500				
	151	309,700				
	152	309,800				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		216,900	248,100	288,100	315,100	379,700

備考

1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	291,800	400,900	455,800	550,600
	2	294,100	403,600	457,800	556,700
	3	296,400	406,200	459,700	562,000
	4	298,600	408,700	461,600	566,900
	5	300,800	411,100	463,000	571,400
	6	304,300	413,300	464,800	575,700
	7	307,800	415,400	466,600	579,300
	8	311,200	417,500	468,400	582,300
	9	314,600	419,600	470,200	584,800
	10	318,100	421,100	472,000	587,100
	11	321,500	422,600	473,800	
	12	324,900	424,100	475,600	
	13	328,300	425,500	477,400	
	14	331,800	427,000	479,200	
	15	335,200	428,500	481,000	
	16	338,600	429,900	482,800	
	17	342,000	431,300	484,600	
	18	345,100	432,800	486,500	
	19	348,200	434,400	488,400	
	20	351,300	435,800	490,300	
	21	354,500	437,200	492,200	
	22	357,600	438,700	493,900	
	23	360,700	440,200	495,700	
	24	363,700	441,600	497,500	
	25	366,700	443,000	499,100	
	26	369,100	444,400	501,000	
	27	371,400	445,800	502,800	
	28	373,600	447,200	504,400	

29	375,500	448,600	505,800
30	377,200	450,000	507,500
31	378,900	451,400	509,300
32	380,700	452,800	511,000
33	382,500	454,200	512,500
34	384,300	455,600	513,800
35	385,900	457,000	515,100
36	387,300	458,400	516,400
37	388,700	459,800	517,400
38	390,200	461,500	518,700
39	391,700	463,100	520,000
40	393,200	464,700	521,300
41	394,700	466,300	522,300
42	395,400	467,500	523,100
43	396,000	468,700	523,900
44	396,700	469,800	524,700
45	397,600	470,800	525,600
46	398,200	471,800	526,400
47	398,800	472,700	527,200
48	399,400	473,500	527,900
49	400,000	474,200	528,700
50	400,500	474,900	529,500
51	401,000	475,600	530,200
52	401,500	476,200	531,100
53	402,000	476,900	532,000
54	402,400	477,600	532,800
55	402,800	478,200	533,700
56	403,200	478,800	534,600
57	403,600	479,100	535,400
58	404,000	479,700	536,300
59	404,400	480,400	537,200
60	404,800	481,100	537,900
61	405,200	481,500	538,700
62	405,600	482,100	539,600
63	406,000	482,800	540,500
64	406,400	483,500	541,400
65	406,700	483,900	542,200
66		484,500	
67		485,100	
68		485,600	
69		486,100	
70		486,600	
71		487,100	
72		487,600	
73		488,000	

定年前 再任用 短時間 勤務職 員		284,700	341,600	379,500	411,000
-------------------------------	--	---------	---------	---------	---------

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,900	227,700	263,400	282,200	315,500	361,200	415,600
	2	191,000	229,000	264,200	283,000	316,900	362,900	417,500
	3	193,100	230,300	265,000	283,800	318,300	364,500	419,400
	4	195,200	231,600	265,800	284,500	319,700	366,100	421,200
	5	197,200	232,800	266,600	285,200	321,100	367,800	423,000
	6	199,200	234,000	267,400	285,900	322,700	369,400	424,600
	7	201,200	235,000	268,200	286,600	324,200	371,000	426,200
	8	203,000	236,000	269,000	287,400	325,700	372,600	427,700
	9	204,800	237,100	269,800	288,200	327,200	374,200	429,200
	10	206,700	238,300	270,600	289,000	328,800	376,200	430,500
	11	208,600	239,600	271,400	289,800	330,300	378,200	431,800
	12	210,700	240,900	272,200	290,500	331,800	380,200	433,100
	13	212,400	242,200	273,000	291,200	333,300	381,600	434,500
	14	214,400	243,500	273,800	292,300	334,900	383,300	435,700
	15	216,600	244,800	274,600	293,400	336,400	385,000	436,900
	16	218,700	246,000	275,400	294,600	337,900	386,700	438,000
	17	220,800	247,200	276,200	295,800	339,400	388,400	439,200
	18	221,900	248,400	277,000	297,000	341,000	389,900	440,300
	19	223,000	249,600	277,800	298,200	342,600	391,400	441,500
	20	224,100	250,800	278,600	299,400	344,100	392,900	442,700
	21	225,200	251,900	279,400	300,700	345,400	394,200	443,800
	22	226,100	252,800	280,300	301,900	346,900	395,500	444,600
	23	227,000	253,600	281,200	303,100	348,400	396,800	445,000
	24	227,900	254,400	282,000	304,300	349,900	397,900	445,700
	25	228,800	255,200	282,800	305,500	351,400	399,000	446,200
	26	229,700	256,000	283,700	306,700	352,900	400,100	446,600
	27	230,600	256,800	284,600	307,800	354,400	401,200	447,000
	28	231,500	257,600	285,400	309,000	355,800	402,300	447,400
	29	232,400	258,400	286,200	310,300	357,200	403,100	447,800
	30	233,300	259,200	287,300	311,500	358,800	403,900	
	31	234,300	260,000	288,300	312,700	360,300	404,700	

32	235,200	260,800	289,300	313,900	361,800	405,500
33	236,000	261,600	290,300	315,100	363,000	405,900
34	236,800	262,400	291,400	316,200	364,100	406,500
35	237,600	263,100	292,400	317,400	365,300	407,000
36	238,400	263,900	293,400	318,600	366,400	407,400
37	239,200	264,800	294,400	319,800	367,500	407,800
38	240,000	265,600	295,400	321,100	368,300	408,000
39	240,800	266,400	296,400	322,400	369,300	408,300
40	241,600	267,200	297,400	323,600	370,400	408,600
41	242,200	268,000	298,400	324,500	371,400	408,900
42	242,800	268,800	299,600	325,700	372,400	409,200
43	243,400	269,600	300,800	326,900	373,400	409,500
44	243,900	270,400	301,900	328,100	374,300	409,800
45	244,400	271,100	303,000	329,200	375,100	410,000
46	245,000	271,900	304,100	330,200	375,900	410,300
47	245,500	272,700	305,200	331,200	376,800	410,600
48	245,900	273,500	306,300	332,100	377,600	410,900
49	246,300	274,200	307,400	333,000	378,100	411,100
50	246,800	275,000	308,500	334,000	378,900	411,400
51	247,300	275,700	309,600	335,000	379,700	411,700
52	247,800	276,400	310,700	335,900	380,500	412,000
53	248,100	277,100	311,700	336,400	380,900	412,200
54	248,400	277,800	312,700	337,300	381,600	
55	248,700	278,500	313,700	338,000	382,300	
56	249,000	279,200	314,700	338,900	382,900	
57	249,300	279,900	315,700	339,600	383,300	
58	249,600	280,600	316,700	339,900	383,800	
59	249,900	281,300	317,700	340,400	384,400	
60	250,200	281,900	318,600	341,000	385,000	
61	250,500	282,500	319,500	341,600	385,400	
62	250,800	283,200	320,300	342,300	385,900	
63	251,100	283,900	321,000	343,000	386,400	
64	251,400	284,500	321,700	343,600	386,900	
65	251,700	285,100	322,300	344,300	387,500	
66	252,000	285,800	323,000	344,800	388,000	
67	252,300	286,500	323,600	345,400	388,600	
68	252,600	287,100	324,200	346,000	389,200	
69	252,900	287,700	324,800	346,300	389,700	
70	253,200	288,400	325,000	346,900	390,200	
71	253,500	289,100	325,500	347,400	390,700	
72	253,700	289,700	326,000	347,900	391,200	
73	253,900	290,300	326,600	348,400	391,500	
74	254,200	290,800	327,100	348,900	392,000	
75	254,500	291,200	327,600	349,400	392,400	
76	254,700	291,600	328,000	349,800	392,800	

77	254,900	292,000	328,600	350,100	393,200	
78	255,200	292,300	329,100	350,400		
79	255,500	292,600	329,500	350,600		
80	255,700	292,900	330,000	350,900		
81	255,900	293,200	330,500	351,400		
82	256,200	293,500	330,900	351,700		
83	256,500	293,800	331,100	352,000		
84	256,700	294,100	331,400	352,300		
85	256,900	294,300	331,800	352,700		
86		294,500	332,200	353,000		
87		294,700	332,500	353,300		
88		294,900	332,800	353,600		
89		295,300	333,100	354,000		
90		295,500	333,300	354,300		
91		295,700	333,700	354,600		
92		295,900	334,000	354,900		
93		296,300	334,200	355,200		
94		296,500	334,500	355,600		
95		296,700	334,800	356,000		
96		297,000	335,100	356,400		
97		297,300	335,300	356,900		
98		297,500	335,600	357,300		
99		297,700	335,900	357,700		
100		298,000	336,100	358,100		
101		298,300	336,300	358,600		
102		298,500	336,500	359,000		
103		298,700	336,900	359,400		
104		299,000	337,100	359,800		
105		299,300	337,300	360,300		
106			337,700			
107			338,100			
108			338,500			
109			338,700			
110			339,100			
111			339,500			
112			339,900			
113			340,100			
114			340,500			
115			340,900			
116			341,300			
117			341,500			
118			341,900			
119			342,300			
120			342,700			
121			342,900			

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	179,800	209,500	240,000	252,200	275,200	288,500	313,500
-------------------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	208,000	241,000	282,200	295,600	319,800	362,500	416,900
	2	209,900	243,200	282,700	296,200	320,800	364,200	419,100
	3	211,700	245,400	283,200	296,800	321,800	365,900	421,300
	4	213,400	247,600	283,700	297,300	322,800	367,700	423,400
	5	215,100	249,800	284,200	297,800	323,800	369,500	425,300
	6	217,000	250,800	284,700	298,400	325,000	371,500	427,200
	7	218,800	251,700	285,200	299,000	326,200	373,500	429,000
	8	220,500	252,600	285,700	299,500	327,400	375,500	430,900
	9	222,200	253,500	286,200	300,000	328,500	377,200	432,600
	10	224,200	254,700	286,700	300,700	329,700	379,300	434,300
	11	226,100	255,800	287,200	301,300	330,800	381,400	436,000
	12	228,000	256,700	287,700	301,800	331,900	383,400	437,600
	13	229,900	257,500	288,200	302,300	333,000	385,300	438,900
	14	231,900	258,200	288,700	303,000	334,200	386,900	440,200
	15	234,000	258,900	289,200	303,700	335,300	388,700	441,800
	16	236,000	259,800	289,700	304,400	336,400	390,500	443,300
	17	238,000	260,900	290,200	305,100	337,500	392,200	445,000
	18	240,000	262,000	290,700	306,000	338,700	393,900	446,600
	19	242,100	263,100	291,200	306,900	339,800	395,800	448,000
	20	244,100	264,200	291,700	307,800	340,900	397,500	449,400
	21	246,000	265,300	292,200	308,600	342,000	399,200	450,500
	22	247,200	266,400	292,700	309,500	343,200	400,900	451,800
	23	248,400	267,500	293,200	310,400	344,300	402,700	453,100
	24	249,500	268,600	293,700	311,300	345,400	404,400	454,500
	25	250,600	269,600	294,200	312,100	346,500	406,000	455,500
	26	251,500	270,700	294,800	313,000	347,800	407,700	456,200
	27	252,400	271,800	295,600	313,900	349,100	409,500	457,000
	28	253,300	272,800	296,400	314,800	350,400	411,300	457,600
	29	254,100	273,800	297,100	315,600	351,600	412,800	458,500
	30	254,900	274,500	297,900	316,700	353,100	414,300	459,200
31	255,600	275,200	298,700	317,800	354,600	415,800	460,000	

32	256,300	275,900	299,500	318,900	356,100	417,100	460,800
33	257,100	276,600	300,200	320,000	357,300	418,200	461,500
34	257,900	277,200	301,100	321,100	358,800	419,300	462,200
35	258,700	277,700	301,900	322,200	360,200	420,400	462,900
36	259,400	278,200	302,600	323,300	361,600	421,600	463,700
37	260,100	278,700	303,400	324,400	363,000	422,900	464,500
38	261,000	279,300	304,200	325,600	364,000	424,000	
39	261,900	279,800	305,000	326,700	365,400	425,200	
40	262,700	280,300	305,800	327,800	366,700	426,300	
41	263,500	280,700	306,500	328,600	368,100	427,500	
42	264,400	281,200	307,500	329,700	369,500	428,500	
43	265,200	281,700	308,500	330,800	370,800	429,600	
44	266,000	282,200	309,400	331,800	372,100	430,700	
45	266,800	282,700	310,300	332,800	373,600	431,700	
46	267,500	283,200	311,300	333,800	374,800	432,200	
47	268,200	283,700	312,300	334,800	375,900	432,800	
48	268,800	284,200	313,200	335,800	377,100	433,200	
49	269,400	284,700	314,100	337,000	378,200	433,800	
50	269,900	285,200	315,100	338,300	379,100	434,400	
51	270,400	285,700	316,100	339,500	380,100	434,800	
52	270,800	286,200	317,100	340,700	381,000	435,300	
53	271,200	286,700	317,900	341,600	381,600	435,800	
54	271,700	287,200	318,900	342,800	382,400	436,200	
55	272,200	287,700	319,900	343,900	383,200	436,500	
56	272,600	288,200	320,800	345,200	384,000	436,800	
57	273,000	288,700	321,700	346,200	384,700	437,200	
58	273,400	289,500	322,700	347,100	385,400		
59	273,800	290,300	323,700	348,200	386,100		
60	274,200	291,000	324,600	349,400	386,700		
61	274,600	291,700	325,500	350,500	387,300		
62	275,000	292,600	326,700	351,700	387,900		
63	275,400	293,500	327,900	352,900	388,600		
64	275,800	294,300	329,100	353,900	389,200		
65	276,200	295,100	329,800	354,900	389,900		
66	276,600	296,000	330,900	355,900	390,400		
67	277,000	296,800	332,000	357,000	391,000		
68	277,400	297,600	332,900	358,100	391,500		
69	277,800	298,400	334,000	358,900	391,900		
70	278,300	299,300	334,700	360,000	392,500		
71	278,800	300,200	335,800	361,100	393,000		
72	279,200	301,200	336,900	362,100	393,300		
73	279,600	302,100	338,000	362,800	393,600		
74	280,200	303,000	339,200	363,600	394,100		
75	280,800	303,900	340,300	364,400	394,500		
76	281,300	304,800	341,400	365,100	394,800		

77	281,800	305,600	342,500	365,700	395,100
78	282,400	306,600	343,600	366,200	395,600
79	283,000	307,600	344,600	366,700	396,100
80	283,500	308,500	345,700	367,300	396,500
81	284,000	309,000	346,600	367,900	396,800
82	284,500	309,900	347,600	368,400	397,200
83	285,000	310,800	348,500	368,900	397,700
84	285,500	311,600	349,500	369,400	398,100
85	286,000	312,400	350,400	369,800	398,500
86	286,500	313,400	351,200	370,200	
87	287,000	314,400	352,000	370,800	
88	287,500	315,400	352,800	371,300	
89	288,000	316,300	353,400	371,600	
90	288,500	317,400	354,000	372,100	
91	289,000	318,400	354,600	372,500	
92	289,500	319,400	355,200	372,800	
93	290,000	320,200	355,600	373,400	
94	290,600	320,900	356,000	373,900	
95	291,200	321,600	356,500	374,400	
96	291,800	322,200	356,900	374,900	
97	292,400	322,700	357,400	375,500	
98	292,900	323,000	357,800	376,000	
99	293,400	323,600	358,300	376,500	
100	293,900	324,200	358,700	376,900	
101	294,400	324,600	359,000	377,500	
102	294,900	325,200	359,500	378,000	
103	295,400	325,800	359,900	378,500	
104	295,800	326,300	360,200	379,000	
105	296,200	326,700	360,600	379,600	
106	296,700	327,200	361,100	380,000	
107	297,200	327,700	361,600	380,500	
108	297,500	328,200	362,100	381,000	
109	297,700	328,600	362,600	381,600	
110	298,000	329,000	363,100		
111	298,200	329,300	363,600		
112	298,500	329,600	364,000		
113	298,800	329,900	364,400		
114	299,000	330,300	364,800		
115	299,300	330,600	365,300		
116	299,500	330,900	365,800		
117	299,800	331,100	366,200		
118	300,100	331,400	366,700		
119	300,500	331,700	367,300		
120	300,800	331,900	367,800		
121	301,100	332,100	368,100		

	122	301,500	332,400	368,600				
	123	301,800	332,700	369,100				
	124	302,100	333,000	369,600				
	125	302,300	333,200	369,900				
	126	302,500	333,500					
	127	302,800	333,900					
	128	303,200	334,100					
	129	303,400	334,300					
	130	303,700	334,500					
	131	304,100	334,900					
	132	304,500	335,100					
	133	304,700	335,400					
	134	305,000	335,800					
	135	305,300	336,200					
	136	305,600	336,600					
	137	305,800	336,900					
	138	306,100	337,300					
	139	306,400	337,700					
	140	306,700	338,100					
	141	306,900	338,400					
	142	307,300	338,800					
	143	307,700	339,100					
	144	308,000	339,500					
	145	308,200	339,800					
	146	308,400	340,200					
	147	308,700	340,600					
	148	309,100	341,000					
	149	309,300	341,300					
	150	309,500	341,700					
	151	309,800	342,100					
	152	310,100	342,500					
	153	310,500	342,800					
	154	310,700	343,200					
	155	310,900	343,600					
	156	311,200	344,000					
	157	311,500	344,300					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		218,100	241,000	258,900	267,100	279,000	306,000	325,200

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前提任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月

額」と読み替えるものとする。

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再		円	円	円	円	円
任用短時	1	207,600	280,800	319,700	366,100	409,100
間勤務職	2	209,300	282,000	320,800	367,900	411,200
員以外の	3	211,000	283,000	321,900	369,600	413,300
職員	4	212,600	283,600	322,900	371,300	415,400
	5	214,100	284,200	323,900	372,800	417,400
	6	216,800	285,200	325,300	374,500	418,800
	7	219,500	286,200	326,900	376,200	420,200
	8	222,100	287,100	328,500	377,800	421,600
	9	224,700	288,000	330,400	379,400	423,000
	10	226,900	288,900	332,000	380,900	424,300
	11	229,000	289,800	333,600	382,400	425,600
	12	231,100	290,700	335,200	383,900	426,800
	13	233,200	291,700	336,900	385,400	428,000
	14	235,100	292,900	338,500	386,800	429,200
	15	236,900	294,100	340,100	388,100	430,400
	16	238,500	295,200	341,700	389,400	431,500
	17	243,100	296,300	343,200	390,900	432,500
	18	246,100	297,500	344,000	392,500	433,600
	19	249,000	298,700	344,800	394,100	434,800
	20	251,900	299,800	345,600	395,700	435,900
	21	254,800	301,000	346,400	397,300	436,900
	22	256,800	302,000	347,200	398,800	437,800
	23	258,800	303,000	348,000	400,200	438,700
	24	260,700	304,100	348,800	401,600	439,600
	25	262,600	305,200	349,600	403,000	440,500
	26	264,100	306,300	350,400	404,300	441,400
	27	265,600	307,400	351,200	405,500	442,300
	28	267,000	308,400	352,000	406,700	443,100
	29	268,400	309,300	352,700	407,900	443,500
	30	269,400	310,100	353,500	409,000	444,100
	31	270,200	310,900	354,300	410,000	444,700
	32	270,900	311,700	355,000	411,000	445,300
	33	271,400	312,500	355,700	411,500	445,800
	34	272,000	313,300	356,400	412,400	446,100
	35	272,500	314,100	357,100	413,300	446,600
	36	273,000	314,900	357,800	414,200	447,000
	37	273,500	315,700	358,500	415,100	447,300
	38	274,300	316,500	359,200	416,000	447,900
	39	275,000	317,300	359,800	416,900	448,500
	40	275,700	318,000	360,500	417,800	449,100

41	276,400	318,700	361,300	418,600	449,700
42	277,100	319,500	362,100	419,500	450,400
43	277,800	320,200	362,800	420,400	451,000
44	278,500	320,900	363,500	421,100	451,600
45	279,200	321,600	364,200	421,300	451,900
46	280,100	322,300	365,000	421,700	452,600
47	281,000	323,000	365,800	422,100	453,300
48	281,500	323,600	366,600	422,400	454,000
49	282,000	324,200	367,500	422,700	454,400
50	282,500	324,700	368,500	422,900	454,700
51	283,000	325,200	369,400	423,300	455,000
52	283,500	325,600	370,100	423,700	455,200
53	284,000	326,000	370,700	424,000	455,400
54	284,500	326,300	371,600	424,500	455,600
55	285,100	326,600	372,500	425,100	455,900
56	285,700	326,900	373,300	425,600	456,200
57	286,300	327,200	373,800	426,200	456,400
58	286,800	327,500	374,200	426,800	456,700
59	287,400	327,800	374,500	427,300	457,000
60	288,000	328,100	374,800	427,800	457,200
61	288,600	328,400	375,100	428,400	457,400
62	289,200	328,700	375,500	428,900	
63	289,800	329,000	375,800	429,500	
64	290,400	329,200	376,100	430,100	
65	290,900	329,400	376,300	430,600	
66	291,500	329,700	376,600	431,200	
67	292,100	330,000	376,900	431,700	
68	292,700	330,200	377,200	432,300	
69	293,200	330,400	377,500	432,800	
70	293,700	330,700	377,700	433,300	
71	294,200	331,000	378,100	433,900	
72	294,700	331,200	378,400	434,600	
73	295,200	331,400	378,700	434,900	
74	295,600	331,700	379,200	435,500	
75	296,000	332,000	379,700	436,100	
76	296,400	332,200	380,100	436,600	
77	296,800	332,400	380,500	437,000	
78	297,200	332,700	380,900	437,500	
79	297,600	333,000	381,400	438,200	
80	297,900	333,200	381,900	438,900	
81	298,200	333,400	382,300	439,100	
82	298,600	333,700	382,800		
83	299,000	334,000	383,200		
84	299,300	334,200	383,600		
85	299,600	334,400	384,100		

	86	299,900	334,700	384,600		
	87	300,200	334,900	385,100		
	88	300,600	335,100	385,600		
	89	300,900	335,400	385,900		
	90	301,200	335,700	386,300		
	91	301,500	335,900	386,600		
	92	301,700	336,200	387,000		
	93	301,900	336,400	387,500		
	94	302,200	336,600	387,800		
	95	302,500	336,900	388,300		
	96	302,700	337,200	388,700		
	97	302,900	337,400	389,300		
	98	303,200	337,700			
	99	303,500	337,900			
	100	303,700	338,200			
	101	303,900	338,400			
	102	304,200	338,600			
	103	304,500	338,800			
	104	304,700	339,000			
	105	304,900	339,400			
	106	305,100	339,600			
	107	305,400	339,800			
	108	305,700	340,100			
	109	305,900	340,400			
	110	306,200	340,600			
	111	306,500	340,900			
	112	306,700	341,200			
	113	306,900	341,400			
	114	307,100				
	115	307,300				
	116	307,600				
	117	307,900				
	118	308,200				
	119	308,400				
	120	308,600				
	121	308,900				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		216,200	239,000	272,500	307,400	320,200

備考

- この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(単身赴任手当)</p> <p>第4条の6 公署を異にする異動若しくは在勤する公署の移転又は新たにこの条例の適用を受けることとなった職員<u>の当該適用</u>に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の知事が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動若しくは公署の移転又は適用の直前の住居から当該異動若しくは公署の移転又は適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）</u>をされたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の知事が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして知事が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第17条 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員</u>については第4条及び第13条の規定は、育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第4条の規定により任期を定めて</p>	<p>(単身赴任手当)</p> <p>第4条の6 公署を異にする異動又は<u>在勤する公署の移転に伴い</u>、住居を移転し、父母の疾病その他の知事が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）又は職員以外の地方公務員であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり</u>、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の知事が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して知事が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（<u>任用の事情等を考慮して知事が定める職員に限る。</u>）その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして知事が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外)</p> <p>第17条 <u>第4条、第4条の4、第5条の2及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員及び育児休業法第18条第1項又は任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）第4条の規定</u></p>

<p>採用された職員については第4条、第4条の4、第5条の2及び第13条の規定は、それぞれ適用しない。</p>	<p>により任期を定めて採用された職員には、適用しない。</p>
---	----------------------------------

(土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正)

第6条 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例（昭和38年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手当の額) 第4条 略 2 参考人の手当の額は、1日につき<u>10,600円</u>とする。</p>	<p>(手当の額) 第4条 略 2 参考人の手当の額は、1日につき<u>10,300円</u>とする。</p>

(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当) 第4条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 略</u> <u>(2) 略</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> (住居手当) 第4条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) 略 (2) 第6条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>が居住するための住宅（企業管理規程で定めるものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定めるもの</p>	<p>(扶養手当) 第4条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> <u>(2) 略</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u> (住居手当) 第4条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) 略 (2) 第6条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（企業管理規程で定めるものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定めるもの</p>

<p>(単身赴任手当)</p> <p>第6条の2 公署を異にする異動若しくは在勤する公署の移転又は新たにこの条例の適用を受けることとなった職員の当該適用に伴い、住所を移転し、父母の疾病その他の企業管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動若しくは公署の移転又は適用の直前の住居から当該異動若しくは公署の移転又は適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用(同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。)</u>をされたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 管理職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第18条の4 第4条、第5条及び第16条の規定は、地</p>	<p>(単身赴任手当)</p> <p>第6条の2 公署を異にする異動又は<u>在勤する公署の移転に伴い、住所を移転し、父母の疾病その他の企業管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。)</u>又は職員以外の地方公務員であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して企業管理規程で定める職員に限る。)その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 管理職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第18条の4 第4条、<u>第4条の3</u>、第5条、<u>第7条の</u></p>
---	--

<p>方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p><u>2</u>及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>
---	---

(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当) 第7条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 略</u> <u>(2) 略</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u></p>	<p>(扶養手当) 第7条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> <u>(2) 略</u> <u>(3) 略</u> <u>(4) 略</u> <u>(5) 略</u></p>
<p>(住居手当) 第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 <u>(1) 略</u> <u>(2) 第11条第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（企業管理規程で定めるものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定めるもの</u></p>	<p>(住居手当) 第9条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 <u>(1) 略</u> <u>(2) 第11条第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（企業管理規程で定めるものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定めるもの</u></p>
<p>(単身赴任手当) 第11条 単身赴任手当は、公署を異にする異動若しくは在勤する公署の移転又は新たにこの条例の適用を受けることとなった職員の当該適用に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動若しくは公署の移転又は適用の直前の住居から当該異動若しくは公署の移転又は適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業管理規程で定め</p>	<p>(単身赴任手当) 第11条 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は<u>在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるもの</u>のうち、単身で生活することを常況とする職員に</p>

<p>る基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条 管理職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第25条 第6条から第8条まで及び第21条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者をいう。）又は職員以外の地方公務員であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の企業管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して企業管理規程で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して企業管理規程で定める職員に限る。）その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして企業管理規程で定める職員には、同項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u></p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第18条 管理職員特別勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理監督職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第25条 第6条から第9条まで及び第21条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>
---	--

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第9条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。）</p>

以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	414,600円
2	475,700円
3	538,800円
4	621,900円
5	723,100円
6	825,200円

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	346,500円
2	382,600円
3	410,600円

3～7 略

(給与条例の適用除外等)

第7条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(次項において「管理監督職員」という。)」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。

以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	402,000円
2	461,000円
3	522,000円
4	603,000円
5	701,000円
6	800,000円

2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。

号 給	給料月額
1	336,000円
2	371,000円
3	398,000円

3～7 略

(給与条例の適用除外等)

第7条 略

2 略

3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員(次項において「管理監督職員」という。)」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の160」とする。

第10条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第7条 略 2 略	(給与条例の適用除外等) 第7条 略 2 略

<p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>
--	--

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第11条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">号 給</th> <th style="width: 85%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td style="text-align: right;"><u>392,600円</u></td></tr> <tr><td>2</td><td style="text-align: right;"><u>440,700円</u></td></tr> <tr><td>3</td><td style="text-align: right;"><u>492,700円</u></td></tr> <tr><td>4</td><td style="text-align: right;"><u>555,800円</u></td></tr> <tr><td>5</td><td style="text-align: right;"><u>635,000円</u></td></tr> <tr><td>6</td><td style="text-align: right;"><u>741,100円</u></td></tr> <tr><td>7</td><td style="text-align: right;"><u>865,300円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する</p>	号 給	給料月額	1	<u>392,600円</u>	2	<u>440,700円</u>	3	<u>492,700円</u>	4	<u>555,800円</u>	5	<u>635,000円</u>	6	<u>741,100円</u>	7	<u>865,300円</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">号 給</th> <th style="width: 85%;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td style="text-align: right;"><u>380,000円</u></td></tr> <tr><td>2</td><td style="text-align: right;"><u>427,000円</u></td></tr> <tr><td>3</td><td style="text-align: right;"><u>477,000円</u></td></tr> <tr><td>4</td><td style="text-align: right;"><u>539,000円</u></td></tr> <tr><td>5</td><td style="text-align: right;"><u>615,000円</u></td></tr> <tr><td>6</td><td style="text-align: right;"><u>718,000円</u></td></tr> <tr><td>7</td><td style="text-align: right;"><u>839,000円</u></td></tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する</p>	号 給	給料月額	1	<u>380,000円</u>	2	<u>427,000円</u>	3	<u>477,000円</u>	4	<u>539,000円</u>	5	<u>615,000円</u>	6	<u>718,000円</u>	7	<u>839,000円</u>
号 給	給料月額																																
1	<u>392,600円</u>																																
2	<u>440,700円</u>																																
3	<u>492,700円</u>																																
4	<u>555,800円</u>																																
5	<u>635,000円</u>																																
6	<u>741,100円</u>																																
7	<u>865,300円</u>																																
号 給	給料月額																																
1	<u>380,000円</u>																																
2	<u>427,000円</u>																																
3	<u>477,000円</u>																																
4	<u>539,000円</u>																																
5	<u>615,000円</u>																																
6	<u>718,000円</u>																																
7	<u>839,000円</u>																																

<p>る条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。））」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>る条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。））」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の160</u>」とする。</p>
---	---

第12条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。））」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。））」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第13条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与) 第2条 略 2・3 略 4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、<u>6月に支給する場合においては100分の147、12月に支給する場合においては100分の162</u>を乗じて得た額に、6月1日</p>	<p>(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与) 第2条 略 2・3 略 4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に100分の147を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、</p>

又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

5 略

5 略

別表第1（第2条、第4条関係）

別表第1（第2条、第4条関係）

区分		報酬又は給料の額
知事		月額 <u>1,200,000円</u>
副知事		月額 <u>945,000円</u>
教育長		月額 <u>775,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
教育委員会の委員		月額 <u>164,000円</u>
選挙管理 委員会の 委員	委員長	日額 <u>27,300円</u>
	委員	日額 <u>23,100円</u>
監査委員	常勤の監査委員	月額 <u>576,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤の監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員 月額 <u>92,800円</u>
	識見を有する者の中から選任された監査委員	月額 <u>239,000円</u>
人事委員 会の委員	委員長	月額 <u>200,000円</u>
	委員	月額 <u>164,000円</u>
労働委員 会の委員	会長	月額 <u>200,000円</u>
	公益委員	月額 <u>164,000円</u>
	使用者委員及び労働者委員	月額 <u>141,000円</u>
収用委員 会の委員	会長	日額 <u>27,300円</u>
	委員	日額 <u>23,100円</u>
海区漁業 調整委員 会の委員	会長	日額 <u>17,800円</u>
	委員	日額 <u>15,800円</u>
内水面漁 場管理委 員会の委	会長	日額 <u>17,800円</u>
	委員	日額 <u>15,800円</u>

区分		報酬又は給料の額
知事		月額 <u>1,165,000円</u>
副知事		月額 <u>917,000円</u>
教育長		月額 <u>752,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
教育委員会の委員		月額 <u>159,000円</u>
選挙管理 委員会の 委員	委員長	日額 <u>26,500円</u>
	委員	日額 <u>22,400円</u>
監査委員	常勤の監査委員	月額 <u>559,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤の監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員 月額 <u>90,100円</u>
	識見を有する者の中から選任された監査委員	月額 <u>232,000円</u>
人事委員 会の委員	委員長	月額 <u>194,000円</u>
	委員	月額 <u>159,000円</u>
労働委員 会の委員	会長	月額 <u>194,000円</u>
	公益委員	月額 <u>159,000円</u>
	使用者委員及び労働者委員	月額 <u>137,000円</u>
収用委員 会の委員	会長	日額 <u>26,500円</u>
	委員	日額 <u>22,400円</u>
海区漁業 調整委員 会の委員	会長	日額 <u>17,300円</u>
	委員	日額 <u>15,300円</u>
内水面漁 場管理委 員会の委	会長	日額 <u>17,300円</u>
	委員	日額 <u>15,300円</u>

員			員		
公安委員	委員長	月額 <u>200,000円</u>	公安委員	委員長	月額 <u>194,000円</u>
会の委員	委員	月額 <u>164,000円</u>	会の委員	委員	月額 <u>159,000円</u>
専門委員		日額 <u>15,800円</u> 以内	専門委員		日額 <u>15,300円</u> 以内
附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		日額 <u>10,600円</u> 以内	附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		日額 <u>10,300円</u> 以内
鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>15,800円</u>	鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>15,300円</u>
略			略		

第14条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に<u>100分の154.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>	<p>(知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、<u>6月に支給する場合には100分の147、12月に支給する場合には100分の162</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>

(職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第15条 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年鳥取県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第19条 新条例第4条第3項から第10項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3、第11条の4、第11条の5及び第16条の9の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。</p> <p>(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第22条 第7条の規定による改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条及び第13条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>第19条 新条例第4条第3項から第10項まで、第7条の3から第9条まで、第9条の3、<u>第9条の5</u>、第11条の4、第11条の5、<u>第11条の9</u>及び第16条の9の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。</p> <p>(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第22条 第7条の規定による改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、<u>第4条の4</u>、<u>第5条の2</u>及び第13条の規定は、暫定再任用職員に</p>

<p>(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第23条 第8条の規定による改正後の企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、第5条及び第16条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第28条 第14条の規定による改正後の病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条から第8条まで及び第21条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>	<p>は適用しない。</p> <p>(企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第23条 第8条の規定による改正後の企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条、<u>第4条の3</u>、<u>第5条</u>、<u>第7条の2</u>及び第16条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>(病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第28条 第14条の規定による改正後の病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条から<u>第9条</u>まで及び第21条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>
---	--

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第8条まで、第10条及び第12条の規定、第13条中鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（以下「知事等条例」という。）別表第1の改正規定（知事等条例第2条第1項に規定する職員以外の職員に係る部分に限る。）並びに第14条及び第15条並びに附則第5項から第13項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

(給与改定に伴う在職者の給与の調整)

- この条例の施行の際現に職員（職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員及び給与条例第16条の14の規定の適用を受ける会計年度任用職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定めるものを含む。）である者及び任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条、任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条又は知事等条例第2条若しくは第4条の規定の適用を受ける職員については、第1条及び第2条の規定による改正後の給与条例（次項において「令和6年改正給与条例」という。）の規定、第9条の規定による改正後の任期付研究員条例（次項において「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定、第11条の規定による改正後の任期付職員条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定並びに第13条の規定による改正後の知事等条例（次項において「改正後の知事等条例」という。）の規定（第2条第4項の規定及び別表第1の規定（知事等条例第2条第1項に規定する職員に係る部分に限る。）に限る。）は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 令和6年改正給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の知事等条例の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の給与条例、第9条の規定による改正前の任期付研究員条例、第11条の規定による改正前の任期付職員条例又は第13条の規定による改正前の知事等条例の規定（第2条第4項の規定及び別表第1の規定（知事等条例第2条第1項に規定する職員に係る部分に限る。）に限る。）に基づいて支給された給与は、それぞれ令和6年改正給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の知事等条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 令和6年4月1日（以下この項において「第1切替日」という。）前又は令和7年4月1日（以下この項から附則第7項までにおいて「第2切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の第1切替日又は第2切替日における号給については、その者が第1切替日又は第2

切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(号給の切替え)

- 5 第2切替日の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられているものの第2切替日における号給は、第2切替日の前日においてその者が属していた職務の級に応じ、旧号給欄に掲げるその者が受けていた号給に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。
- 6 第2切替日前に退職をした職員に係る給与条例第4条第11項並びに職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第13条及び第15条の規定の適用については、当該職員が退職した日を第2切替日の前日とみなして前項の規定を適用して切り替えられた号給を当該職員の退職をした日の号給とみなす。
- 7 第2切替日前に、60歳に達した日後における最初の4月1日までの地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員に係る給与条例第4条第11項並びに職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第13条及び第15条の規定の適用については、当該職員が降任等をされた日を第2切替日とみなして附則第5項の規定を適用して切り替えられた号給を当該職員の降任等をされた日の前日の号給とみなす。

(扶養手当に関する経過措置)

- 8 第3条及び第4条の規定による改正後の給与条例（以下「令和7年改正給与条例」という。）第8条の規定にかかわらず、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対して、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とみなして、令和8年3月31日までの間、月額3,000円の扶養手当を支給する。この場合において、令和7年改正給与条例第9条の適用については、当該配偶者は扶養親族たる父母等に含まれるものとみなす。
- 9 令和8年3月31日までの間、令和7年改正給与条例第8条第3項第2号中「13,000円」とあるのは、「11,500円」と読み替えるものとする。
- 10 第7条の規定による改正後の企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条及び第8条の規定による改正後の病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第7条の規定にかかわらず、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるものに相当するものとして企業管理規程で定める職員に対して、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とみなして、令和8年3月31日までの間、扶養手当を支給する。

(地域手当に関する経過措置)

- 11 令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、令和7年改正給与条例第9条の2第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。

(通勤手当に関する経過措置)

- 12 第3条、第5条、第7条、第8条、第10条及び第12条の規定（以下「令和7年改正規定」という。）の施行の際現に職員（給与条例第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定めるものを含む。）である者又は現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条、任期付研究員条例第6条若しくは任期付職員条例第7条の適用を受ける職員であって、第3条の規定による給与条例第10条の規定の改正により新たに通勤手当の支給を受けることとなる職員との権衡上必要があると認められるものには、通勤手当を支給する。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 13 令和7年改正規定の施行の際現に職員（給与条例第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定めるものを含む。）である者又は現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条、企業局企業職員の給与の種類及び基準に関

する条例第3条、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条、任期付研究員条例第6条若しくは任期付職員条例第7条の規定の適用を受ける職員であって、第3条の規定による給与条例第10条の2の規定の改正、第5条の規定による現業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の6の規定の改正、第7条の規定による企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の2の規定の改正又は第8条の規定による病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第11条の規定の改正により新たに単身赴任手当の支給を受けることとなる職員との権衡上必要があると認められるものには、単身赴任手当を支給する。

(人事委員会への委任)

14 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(調整規定)

15 この条例及び指導教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例（令和6年鳥取県条例第45号）に同一の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは当該条例の規定は、この条例によってまず改正され、次いで指導教諭の職の設置に伴う関係条例の整備に関する条例によって改正されるものとする。

附則別表（附則第5項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4

28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	
35	31	27	27	23	19	4	
36	32	28	28	24	20	4	
37	33	29	29	25	21	4	
38	34	30	30	26	22	4	
39	35	31	31	27	23	4	
40	36	32	32	28	24	4	
41	37	33	33	29	25	4	
42	38	34	34	30	26		
43	39	35	35	31	27		
44	40	36	36	32	28		
45	41	37	37	33	29		
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42			
55	51	47	47	43			
56	52	48	48	44			
57	53	49	49	45			
58	54	50	50	46			
59	55	51	51	47			
60	56	52	52	48			
61	57	53	53	49			
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			

72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74				
83	79	75	75				
84	80	76	76				
85	81	77	77				
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						
114	110						
115	111						

116	112					
117	113					

イ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給					
	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	
39	35	31	31	27	23	

40	36	32	32	28	24	
41	37	33	33	29	25	
42	38	34	34	30	26	
43	39	35	35	31	27	
44	40	36	36	32	28	
45	41	37	37	33	29	
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46		
59	55	51	51	47		
60	56	52	52	48		
61	57	53	53	49		
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74			
83	79	75	75			

84	80	76	76			
85	81	77	77			
86	82		78			
87	83		79			
88	84		80			
89	85		81			
90	86		82			
91	87		83			
92	88		84			
93	89		85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ウ 教育職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新号給
-----	-----

	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	22
39	27	23	23
40	28	24	24
41	29	25	25
42	30	26	26
43	31	27	27

44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	30
47	35	31	31
48	36	32	32
49	37	33	33
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	

87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

エ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1

18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	30
47	35	35	31
48	36	36	32
49	37	37	33
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	

62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90	90	
103	91	91	
104	92	92	

105	93	93	
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

オ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5

37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	
67	59	51	
68	60	52	
69	61	53	
70	62	54	
71	63	55	
72	64	56	
73	65	57	
74	66	58	
75	67	59	
76	68	60	
77	69	61	
78	70	62	
79	71	63	
80	72	64	

81	73	65	
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		
90	82		
91	83		
92	84		
93	85		
94	86		
95	87		
96	88		
97	89		
98	90		
99	91		
100	92		
101	93		

カ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1

21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	

65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		

キ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4

21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	
47	43	43	39	35	
48	44	44	40	36	
49	45	45	41	37	
50	46	46	42	38	
51	47	47	43	39	
52	48	48	44	40	
53	49	49	45	41	
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	

65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			

109	105	105			
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

ク 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8

25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	

69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			

113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			
126	122			
127	123			
128	124			
129	125			

ケ 海事職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新号給			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	1	1
7	1	3	1	1
8	1	4	1	1
9	1	5	1	1
10	2	6	2	1
11	3	7	3	1
12	4	8	4	1
13	5	9	5	1
14	6	10	6	2
15	7	11	7	3
16	8	12	8	4
17	9	13	9	5
18	10	14	10	6
19	11	15	11	7
20	12	16	12	8
21	13	17	13	9
22	14	18	14	10
23	15	19	15	11
24	16	20	16	12

25	17	21	17	13
26	18	22	18	14
27	19	23	19	15
28	20	24	20	16
29	21	25	21	17
30	22	26	22	18
31	23	27	23	19
32	24	28	24	20
33	25	29	25	21
34	26	30	26	22
35	27	31	27	23
36	28	32	28	24
37	29	33	29	25
38	30	34	30	26
39	31	35	31	27
40	32	36	32	28
41	33	37	33	29
42	34	38	34	30
43	35	39	35	31
44	36	40	36	32
45	37	41	37	33
46	38	42	38	34
47	39	43	39	35
48	40	44	40	36
49	41	45	41	37
50	42	46	42	38
51	43	47	43	39
52	44	48	44	40
53	45	49	45	41
54	46	50	46	42
55	47	51	47	43
56	48	52	48	44
57	49	53	49	45
58	50	54	50	46
59	51	55	51	47
60	52	56	52	48
61	53	57	53	49
62	54	58	54	50
63	55	59	55	51
64	56	60	56	52
65	57	61	57	53
66	58	62	58	54
67	59	63	59	55
68	60	64	60	56

69	61	65	61	57
70	62	66	62	58
71	63	67	63	59
72	64	68	64	60
73	65	69	65	61
74	66	70	66	
75	67	71	67	
76	68	72	68	
77	69	73	69	
78	70	74	70	
79	71	75	71	
80	72	76	72	
81	73	77	73	
82	74	78	74	
83	75	79	75	
84	76	80	76	
85	77	81	77	
86	78	82	78	
87	79	83	79	
88	80	84	80	
89	81	85	81	
90	82	86		
91	83	87		
92	84	88		
93	85	89		
94	86	90		
95	87	91		
96	88	92		
97	89	93		
98	90	94		
99	91	95		
100	92	96		
101	93	97		
102	94			
103	95			
104	96			
105	97			
106	98			
107	99			
108	100			
109	101			
110	102			
111	103			
112	104			

113	105			
114	106			
115	107			
116	108			
117	109			
118	110			
119	111			
120	112			
121	113			
122	114			
123	115			
124	116			
125	117			
126	118			
127	119			
128	120			
129	121			